

平成26年9月第33回互理町議会定例会会議録（第2号）

○ 平成26年9月8日第33回互理町議会定例会は、互理町役場仮設庁舎大会議室に招集された。

○ 応招議員（18名）

1 番 鈴木洋子	2 番 高野孝一
3 番 熊田芳子	4 番 小野一雄
5 番 佐藤正司	6 番 安藤美重子
7 番 百井いと子	8 番 渡邊重益
9 番 鈴木邦昭	10番 渡邊健一
11番 四宮規彦	12番 高野進
13番 熊澤勇	14番 佐藤アヤ
15番 高橋晃	16番 鞠子幸則
17番 佐藤實	18番 安細隆之

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（18名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 貞	副 町 長	三戸部 貞 雄
総務課長	佐 藤 浄	企画財政課長	吉 田 充 彦
用地対策課長	佐 藤 雅 徳	税務課長	佐 藤 邦 彦
町民生活課長	牛 坂 昌 浩	福祉課長	阿 部 清 茂
被災者支援課長	西 山 茂 男	健康推進課長	佐々木 利 久
農林水産課長	齋 藤 幸 夫	商工観光課長 兼わたり温泉 鳥の海所長	酒 井 庄 市
都市建設課長	佐々木 人 見	都市建設課 専門官	市 川 仁
復興まちづくり課長	千 葉 英 樹	上下水道課長	川 村 裕 幸
会計管理者 兼会計課長	鈴 木 久 子	教育課長	岩 城 敏 夫
学務課長	鈴 木 邦 彦	生涯学習課長	熊 澤 一 弘
農業委員会 事務局長	菊 地 和 彦	選挙管理委員会 書記長	佐 藤 浄
代表監査委員	齋 藤 功		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	丸 子 司	庶務班長	丸 子 城
主 事	櫻 井 直 規		

議事日程第2号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

午前10時00分 開議

議長（安細隆之君） おはようございます。

会議が始まる前に、議員各位、傍聴される皆様にご連絡をいたします。

本日の会議は、取材のためFMあおぞらから傍聴席での本会議中の録音の申し入れを受け、これを許可しておりますのでご了承願います。

これより本日の会議を開きます。

まず、クールビズでありますので、暑い方は上着を外すことを許可をいたします。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

議長（安細隆之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、10番 渡邊健一議員、11番 四宮規彦議員を指名いたします。

日程第2 一般質問

議長（安細隆之君） 日程第2、一般質問を行います。

通告者は、お手元に配付してあるとおりであります。

順次発言を許します。

16番。鞠子幸則議員、登壇。

〔16番 鞠子幸則君 登壇〕

16番（鞠子幸則君） 16番、鞠子幸則です。

私は3つについて一般質問を行います。まず1つは、医療費の高額療養費制度についてであります。2つ目は、仮設住宅について。3つ目は、災害公営住宅についてであります。

まず、1つ目から一般質問を行います。医療費の高額療養費制度について、2点質問します。答弁をお願いいたします。

まず第1点目。限度額適用認定証（70歳未満）、限度額適用・標準負担額減額認定証（70歳以上の低所得者）について、再び広報わたりに掲載してはどうかであります。答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お答えいたします。

医療費の高額療養費における限度額適用認定証等につきましては、制度が始まる平成19年3月号の広報わたりに掲載し、広く町民に周知したところであります。その後は、毎年7月の保険証更新及び国保に新規加入した際に、国保の制度をわかりやすく解説した小冊子を全被保険者世帯に同封するとともにホームページにも載せ、制度の周知に努めております。

しかし、被保険者の経済的負担を軽減するための有効な制度でありますので、再度広報わたりに掲載し、さらなる周知を図ってまいります。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） まず第1点ですね、平成25年度ですから25年4月から26年3月までの限度額適用及び標準負担額減額認定証、国民健康保険と後期高齢者医療、それぞれ何件交付したのか、年間でわかれば答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 数事的なことなので、健康推進課の課長より答弁させます。

議長（安細隆之君） 健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） それでは、鞠子議員の質問に対してお答えいたします。

国民健康保険のほうでございますが、限度額の適用の区分がA、B、C、2、1の5つに分かれておりまして、それぞれ申し上げます。

A区分については年間8人、B区分につきましては248人、C区分につきましては157人、2につきましては38人、1につきましては15人、合計466人となっているところでございます。

後期高齢者医療分につきましては二区分がございまして、2につきましては19人、1につきましては37人、合計56人でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 先ほど町長が平成19年4月からこの医療費の支払いの方法が変わったというふうに答弁されて、それについては平成19年3月の広報わたりに掲載したということで、私再びと言ったわけですけれども、どういうふうに制度が変わったんですか。簡単に述べてください。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 課長のほうより答弁させます。

議長（安細隆之君） 健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） ちょっと正確な資料は持ってきておりませんが、自己負担額の限度額、その適用の区分を変えているというところと持っているところがございます。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 先ほど広報に掲載する予定と答弁されましたけれども、いつごろの広報わたりに掲載する予定ですか。

議長（安細隆之君） 健康推進課長。

健康推進課長（佐々木利久君） 今回、平成27年1月にまだ区分、要するに所得区分で変更になるという予定になっておりますので、11月号並びに12月号、このいずれかで広報したいと思っております。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） では、（2）に移ります。

複数の受診や家族の医療費を合算する仕組みについて、これも広報わたりに掲載してはどうかであります。答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 1点目と同様、毎年7月の保険証更新の際、国保の制度の小冊子を全被保険者世帯に同封し制度の周知に努めておりますが、まだまだ制度についてご理解されていない状況ですので、今後は毎年定期的に広報に掲載してまいりたいと思います。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 1間はわかりました。では2間に移ります。

仮設住宅、これはみなし仮設住宅も含めて、3点お伺いいたします。答弁よろしくお願ひいたします。

まず第1点目。土台の腐食や傾きの進行など、仮設住宅の建物自体の急速な劣化について総点検を行い、必要な場合は修繕をしてはどうかであります。答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 宮城県では、平成26年度中に県内の団地数カ所を選定し試験点検を実施し、木杭基礎及び床下の状況を確認することとしております。その調査結果をもとに点検対象団地を判断し、平成27年度に点検及び修繕を実施することとなっております。

本町では、木杭基礎の仮設住宅は、公共ゾーンと宮前仮設住宅の2カ所ですが、現時点では腐食により傾きが生じている報告はありません。

なお、修繕が必要な箇所につきましては、今後ともその都度修繕してまいりたいと思います。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） もし課長がわかっているならば答弁してほしいんですけども、現時点で、仮設住宅ですね、全体で入居戸数と入居人数わかりますか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 支援課長のほうからお答えします。

議長（安細隆之君） 被災者支援課長。

被災者支援課長（西山茂男君） ご回答します。

具体的な数字はお持ちしていませんけれども、現在プレハブの入居戸数については783戸、あと県内の民賃のみなし仮設と言われる入居戸数については221戸、あと公営住宅のほうに20戸、県外に15戸という形で戸数については把握しているんですけども、入居人数についてはこの場でちょっと資料をお持ちしていませんでしたので、後で回答させていただきたいと思います。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 後で資料をいただきます。

仮設住宅そのものは、2年が限度でつくられております。しかしながら、災害公

営住宅、亘理町は進んでいますけれども、災害公営住宅及び防災集団移転促進事業などのおくれで、最長5年でしたっけ、5年まで仮設住宅は入れると。それ以降どうなるかという、知事の判断で再延長もできるというふうになっております。2年ですから、いわゆる仮住まいなんですね。8月末に仮設住宅の集会所の全体を管理する臨時職員の方にお伺いいたしました。旧館、館南、宮前、中央工業団地及び公共ゾーン1から3の。共通して言われているのは、仮設住宅を建ててその後、ご存じのとおり風除室ですね、冬場ということもあって風除室及びお年寄りや障害者のためのスロープを後でつくったところが、やはり腐食がひどいというふうな状況になっております。先日の河北新報にも、公共ゾーンの仮設住宅の臨時職員の方が話されていましたが、カビの発生を防ぐために畳を上げて定期的に窓をあけて風通しをよくしているんだという話であります。

ですから今後とも定期的に、臨時職員からこういう状況だということは報告されておりますけれども、町としても定期的に点検し、必要な場合は修繕を行う必要が当然あると思っておりますけれども、もう一回答弁をお願いします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 先ほども申し上げたと思っておりますけれども、町としても今後とも、その都度修繕してまいりたいと思っております。

議 長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 次に移ります。2番目ですね。

27年度以降もサポートセンターの運営を行ってはどうかであります。答弁をお願いいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 平成24年度より本格稼働いたしましたサポートセンターの運営については、亘理町社会福祉協議会に見守り訪問活動等一部業務を委託し運営を行っており、町の臨時看護師、保健師と社会福祉協議会の生活支援相談員が日々訪問活動を行い、顔を合わせていろいろとお話をする中で、きめ細やかな相談対応や各種情報提供、関係専門機関への円滑な連携などに結びつけております。

災害公営住宅の建設も進んでおり、順次入居が始まりますが、いまだ仮設住宅で生活されている方も多くいらっしゃいますことから、平成27年度につきましても、サポートセンターの運営を継続する必要があると考えており、引き続き支援に取り

組んでまいりたいと思います。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 引き続き取り組むということなんですけれども、サポートセンターの事業費は、町が負担しないで全額県を通じて国が負担するというふうに理解しておりますけれども、それでよろしいですか。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） そのとおりでございます。10分の10の補助になってございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 当然のことながら、災害公営住宅については来年度5月に全て完成するというところでありますし、防災集団移転についてもことしの6月時点で200戸全部区画を造成したというふうになっておりますけれども、そういう意味では仮設住宅の退居者が多く出ることも当然予想されるし、それとともに集約をどうするかという問題も今度出てきますけれども、27年度は続けると。全体の状況を見て、その後はどういうふうに検討されますか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 撤去につきましては、やはり多面的な面で検討が必要かなというふうに思っております。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） では3点目に移ります。

仮設住宅、これはみなし仮設住宅も含めてであります、の居住者で、まだ住宅の再建場所、これは互理町か互理町外か県外かも含めて、再建場所及び住宅の再建方法を、これは災害公営住宅に入るのかそれとも防災集団移転を選ぶのか、あるいは個別移転いわゆる自立再建をするのか、こういう方法を決めていない方々に町としてどう支援するのか、答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 現在、仮設住宅、みなし住宅も含みますけれども、居住者の方々に対しましては、今後の再建方法等の現況調査を現在行っております。その結果をもとに、再建方法について個別に相談を受け、関係課と連携を密にしながら、被災者の一日も早い再建に向けて支援していきたいと考えております。

議 長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今回の一般会計補正予算に、そのアンケートについての業務委託料が入っておりますけれども、8月29日に締め切ったはずですが、何人の方を対象にアンケートを行い及び回収率は何%だったのか、仮設住宅及びみなし仮設住宅に区分けして答弁できますか。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 先日支援課のほうから報告は受けておりますけれども、課長のほうから答弁させたいと思います。

議 長（安細隆之君） 被災者支援課長。

被災者支援課長（西山茂男君） それでは今の数字についてご報告させていただきます。

9月5日現在なんですけれども、現在応急仮設住宅に入居している入居者738名に対して送付いたしまして、現在返却数が448、回答率が60.7%でございます。あと県内の民賃につきましては221お送りいたしまして、141の回答数、回答率が63.8%。あと県外の民賃の公営住宅に入居している方につきましては20戸に対して送っております、回答数が11、回答率が55%。県外の公営、雇用促進、県営に入居している方につきましては15戸にお送りいたしまして、現在回答数が9、回答率が60.4%。そのほかに、亶理町の民賃に入居している町外の罹災者の方、こちらの方にも町外で被災した方に対して現況調査を実施してまして、こちらについては61をお送りいたしまして、回答数が27、回答率が44.3%。全体で1,055を郵送しております、636の回答数、回答率が60.3%でございます。

議 長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今分析中だと当然思いますけれども、現時点で、住宅の再建の場所、方法が決まっていない世帯は何世帯あるか、何世帯で見ておりますか。前は100世帯とか125世帯とか言っていましたけれども、どういうふうに見ております。

議 長（安細隆之君） 被災者支援課長。

被災者支援課長（西山茂男君） ただいま、まずそちらの分析よりも回収率を上げようということで、現在プレハブに入居中のまだ未回答の290世帯、あと県内の民賃にお住まいの方々まだ未回答の80世帯、こちらについての回答をまず促すということを最初にしております。本日から応急仮設住宅については、戸別にまた文書を入れさせていただきます、なるべく高い数値の回答率を得るということをまず目

標に実施しているところでございます。

中身の分析についてはまだしておりませんで、今後そちらについては集計していきたいというぐあいに考えております。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） それはいつまで、最終的にいつまで期限なんですか。回収の期限はいつまでなんですか。

議長（安細隆之君） 被災者支援課長。

被災者支援課長（西山茂男君） これにつきましては、8月29日を提出期限にしているんですけれども、まだ仮設住宅に入っている方々で回答していない方々が290世帯あるということですので、それについては戸別にこちらのほうで調査票の回収をしたいというぐあいに考えております。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 住宅の再建方法が決まっていない方に対応する必要は当然ありますし、なぜそういうふうに決められていないのか、個別に分析して個別に対応する必要があります。それも、11日で3年6カ月になりますけれども、素早い対応が必要だと思います。そういう意味では、回収率もさることながら中身の分析も当然必要だと思いますし、町としてこれを分析していつの時期に対応策を講じる考えなのか、年度内なのか、それとも年を越すのか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） これは支援課のほうにもお話ししているんですけれども、早急にということですが、おっしゃるとおり少なくとも年度内には進めたいと思いますし、ご指摘のとおり、いまだ決めかねている方というのは1つの理由だけではなくて3つ4つに、恐らくは多岐にわたろうかと思えます。したがって、支援課を中心に、福祉課あるいはまた健康推進課、あるいはまた税務課等々、場合によっては都市建設課といろいろな関係課にまたがる相談が出てこようかと思えます。庁内としましては、それら連携をとりながらそれぞれの方々に当たっていききたいと、このように思っております。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 今町長が言われていましたけれども、決められない理由はさまざまだと思います。例えば、災害公営住宅の家賃が6,000円か7,000円かそのくらいだ

と思いますけれども、一番低い方でもね。それでもなかなか払うのが大変だという方もいると思いますけれどもそういう方もおるし、そういう方々にとっては家賃の減免というのは徴収以上に考えられますし、また家族との合意形成がなかなか難しいという方については、それなりの対応は当然必要ですし、あるいは私の知っている方では、荒浜の小学校のそばで大規模半壊なんですね。大規模半壊ですけれどもうちは解体していないんですよ。修繕するにしてもお金がかかるし、そして解体するにしてもお金がかかるし、災害公営住宅に入るためには、大規模及び半壊については修繕が困難で解体することが前提になっております。こういう方々もいるわけですね、実際にいるわけなんですね。ですから分析を早く、そして対応を今後も総合的に、役場庁舎だけでなく社会福祉協議会も含めて、総合的な対応はどうしても必要であります。それも緊急に、一番はこういう点ですけれども、最も大事な最重要課題と言ってもいいと思いますので、もう一回答弁をお願いします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） この件につきましては、議員さんおっしゃるとおりでございまして、私も就任して早々の答弁で申し上げたと思うんですけども、今まで見えなかった、いわゆる事務事業といいますか業務が、これから相当こういった面で多く出てこようかと思えます。遺漏なきよう対処してまいりたいと、このように思います。以上です。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） わかりました。

3つ目に移ります。災害公営住宅について、3点お伺いいたします。

まず第1点目。災害公営住宅にも生活支援相談員及び支援コーディネーターを訪問させてはどうか。また、増員をしてはどうか。答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 現在、社会福祉協議会に業務委託している生活支援相談員は7名、復興支援コーディネーターは3名であり、町の臨時看護師4名、臨時保健師2名、みやぎ心のケアセンターから3名の応援に加え、福祉課、健康推進課の職員が連携して見守り訪問活動を行っているところです。

災害公営住宅の入居が始まることに伴い、入居される皆様にとりましては、新たな生活環境において、新たなニーズや生活課題が出てくるものと考えております。

それらの問題、課題解決を支援するため、災害公営住宅においても生活支援員等の訪問を実施する予定であります。

また、災害公営住宅入居後の訪問活動に当たっては、仮設住宅からの生活状況を把握した職員による継続した支援が重要であると考えており、入居される皆様にとりましても、顔見知りで信頼関係が構築されている現在の生活支援員の訪問が安心感を生み、課題解決につながるものであると考えております。

生活支援員の増員につきましては、今後仮設住宅などからの転居に伴い訪問する件数はふえないと予想されることから、現状のままで進めたいと考えております。

また、高齢者世帯等に対しましては、介護保険制度や緊急通報システム設置事業、さらには地域包括支援センターにおける相談業務などの周知を図り、支援してまいりたいと考えております。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 私これを質問したのは、災害公営住宅に入居される方は、仮設住宅から新たに災害公営住宅に入居してもう一回コミュニティーの形成をしなくちゃだめなんですね。避難所、そして仮設住宅、そして災害公営住宅というふうになっています。しかも災害公営住宅の場合は、今町長が言われましたけれども、高齢世帯が多いし単独の高齢者世帯も多いというふうになっております。そういう意味では、心のケアも含めた支援がどうしても必要だと思います。

町の全員協議会の資料を見ますと、亘理町の高齢者単独世帯は集合住宅の場合は270世帯で77世帯、率にしますと28.5%、戸建てについては94世帯中16世帯で17.0%、合計しますと367世帯ですね、これは申し込んだ世帯ですけれども、仮に申し込んだ世帯が367世帯で単独高齢者世帯が93世帯、25.3%というふうになっております。各種報道によりますと、宮城県及び岩手県、福島県のひとり暮らしの災害住宅の占める割合は、全体戸数に占める割合は2割くらいなんですね。亘理は若干多くなっているということで、高齢化率はどうなっているかという、これはまだ町の資料をいただいておりますけれども、例えば山元町は、災害公営住宅の場合、53.6%が65歳以上の高齢者。通常は31.6%、半数以上が高齢者世帯になっているというふうになっております。ですから、こういう状況だとますますさまざまな支援が必要であります。

それでお伺いしますけれども、生活支援相談員及び支援コーディネーターですね、

先ほど人数が言われましたけれども、25年度と26年度では人数はふえておりますか、それとも変わりありませんか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 福祉課長のほうより答弁させます。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 生活支援相談員については7名変わりございません。復興支援のほうのコーディネーターにつきましては1名、26年度増員になってございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） サポートセンターのときにもお伺いしましたけれども、このお金は町の負担がなく、県を通じて国から全額10分の10補助されるというふうに見えていいですか。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） そのとおりでございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 仮設住宅の退居の人もあるし、生活支援相談員及び支援コーディネーターについては27年度現状のままでいくと、災害公営住宅にも派遣するというふうになっておりますけれども、25年度から26年度ふやしたわけですね。必要な場合は、必要な場合はですよ、増員することも検討する余地はありますか、ないですか。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 26年度の増員につきましては、これから災害公営住宅に移っていくということで、それぞれのコミュニティー形成の関係も含めて増員を考えたわけで、27年度につきましては現状のままで様子を見たいというふうに思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 現状のままで推移するというふうに言われましたけれども、私必要な場合というのは、例えば生活支援相談員及び生活コーディネーター、社会福祉協議会の方ですけれども、やはりこの体制はきついと、この方々は仮設住宅及び災害公営住宅だけを回っているわけではありません。介護保険の対象者含めて全町的

に支援をしているわけでありますから、どうしても必要だという声が上がった場合は、それは対応されますか。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 仮設のほう等から民賃から、災害公営住宅に移っていくということで、これまでの仮設という考え方ではなく、そのほうに安定的に住まわれることになってきますので、当初についてはそれぞれコミュニティー等いろいろな課題も出てくると思うんですが、その中でいろいろな制度の関係もあわせて周知を図りまして、先ほど町長のほうの答弁にありました介護保険の制度とか、あとは包括支援センターの相談体制等も何かあったら相談いただきたいということで、そういうものも含めて周知しながら対応することで、今のところ現状的な人数では大丈夫なのかと思っていますが、状況で特に何かあれば検討をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 2点目に移ります。

集会所のない下茨田南集合住宅について、空き室があれば居住者に憩いの場として貸してはどうかであります。答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 現在、下茨田南集合住宅については、空き戸数が数戸ある状況でございます。まだ応急仮設住宅及び民間賃貸住宅借り上げ応急仮設住宅、いわゆるみなし仮設には、再建方法が未確定な方がいらっしゃいます。その方々に対し、下茨田南を初め、他の西木倉、上浜街道、大谷地の集合住宅への入居を促していきたいと考えております。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 防災集団移転及び災害公営住宅で、集会所のないところはどこですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 課長のほうから答えるようにします。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） 現在整備しております災害公営住宅、集合タイプ、それから戸建てタイプあるわけでございます。集合タイプで申し上げますと、下茨

田南住宅、こちらのほうが集会所はございません。それからそれ以外の荒浜西木倉住宅、それから上浜街道住宅、それから大谷地住宅とあるわけでございます。大谷地住宅のほうにつきましては、建物の中に避難所スペースということで集会所を設けてございます。それから西木倉住宅につきましては、こちらも津波浸水区域ということで、建物の同一敷地内に集会所を設けてございます。残る上浜街道住宅でございますが、こちらは集合タイプ、それから同じく同一造成敷地内に戸建ての災害公営住宅を40戸建設してございますが、こちらの戸建て住宅のスペースのほうに集会所を設置する計画でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 吉田小学校のそばの南河原ですか、防災集団移転と1戸の戸建ての、あそこには集会所はつくってありますか。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） 南河原住宅は基本的に防災集団移転の対象の方々を対象とした集団移転団地ということで造成をさせていただきました。その中で、移転対象者の中でお一人、お一世帯の方々が災害公営住宅をご希望されたということで、南河原住宅には戸建てタイプを1戸災害公営住宅を建設してございます。ただこちらのほうにつきましては、集会所は建設は予定してございません。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 仮設住宅に集会所があって、そこが臨時職員を、町として臨時職員を2名から3名を配置して、その方が中心になりながらボランティアの方々の応援もいただきながら、お茶会をやったりカラオケ大会をやったりさまざまな、仙台大学では週1回体操を行うように継続的に支援しております。集会所は、そういう意味ではもう住民の皆さんのきずなを形成する上で非常に重要な役割を果たし、今後とも果たすと思いますけれども、その認識はございますか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） おっしゃるとおりでございます。ただ、この集会所につきましては、それぞれ従来ある行政区との話し合いとか兼ね合い、その辺も含めて進めてまいった次第でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） この下茨田南集合住宅に集会所ができなかった理由は、簡単に説明できますか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 復興まちづくり課長のほうから説明させます。

議長（安細隆之君） 復興まちづくり課長。

復興まちづくり課長（千葉英樹君） 下茨田南住宅への集会所の建設につきましては、行政区でございます下茨田南行政区、こちらの区長さん等とご相談を事前にさせていただきまして、現在町営の下茨田住宅、それから隣接してございます県営の下茨田にございます県営住宅、こちらのほうにそれぞれ集会所があるということ。それから隣接、同じく行政区内になりますけれども、現在造成が終わりました江下団地、こちらのほうに新たな集会所が設けられるということで、同一行政区内に3つの集会所ができるということから、行政区のほうからはこれ以上管理経費がかかる問題もありますので、下茨田南住宅には集会所は必要ありませんというふうなご回答をいただきまして計画から除いたという形でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 下茨田南災害公営住宅に入居する予定の公共ゾーンの方々から、できれば集会所欲しいという声をいただいております。直ちに今から集会所をつくるのは物理的には難しいので、それで例えば、この前河北新報にも載りましたけれども、みやぎ生協がボランティア活動を震災以降継続的に行っております。みやぎ生協だけではありませんけれども、集会で参加者からコミュニティーづくりのために草の根から活動を継続的に息長く続けたいという参加者の声がありました。もしこういうボランティアの方々の下茨田南でお茶会などやりたいというときに、例えば空き室があればそれを貸してほしいというふうになった場合に、町としてどう対応されますか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） ご質問の空き室については、あくまで居住空間ということで考えております。まずもってその件を進めたいと思います。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） いずれにしても、恐らくこういうときには北側の町営住宅や県営住宅の集会所があるし、下の集会所もありますからそこを使ってくださいというふ

うに、恐らく申し込みがあったときはそういうふうに答弁されると思うんですけども、そこら辺は今後もうちょっと、きょうは答弁できないと思いますので、いずれにしても後日詰めていきたいと思います。

3点目、移ります。災害公営住宅集会所について、居住者の合意で集会所の鍵を居住者の代表が管理したい場合、町としてどう対応するのか。答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 西木倉住宅及び大谷地住宅の集会所につきましては、発災時に地域住民が一時的に避難する施設として利用できることから、いち早く集会所を開放するためにも、災害公営住宅に入居する方に集会所の鍵を管理していただく予定でございます。各住宅には、宮城県住宅供給公社の理事長が入居者の中から管理連絡員を委嘱いたしますので、その方に鍵の管理をしていただく予定でございます。

その他の上浜街道住宅、中野住宅、江下住宅、舟入北団地につきましては、集会所の設置が行政区の要望でもあることから、現在協議中であります。

議長（安細隆之君） 鞠子幸則議員。

16番（鞠子幸則君） 一番大事なのは住民の皆さんの思いというか意向なんですね。住民の皆さんが既存の行政区に組み込まれると思いますけれども、既存の行政区の方々も、例えば舟入北であれば一本松の皆さんも利用してお互い災害公営住宅だけでなく行政区を一緒にして交流したいという方もおりますし、だから集会所の鍵を行政区で管理してほしいという方もいるし、災害公営住宅に入っている方で住宅供給公社の連絡員の方に代行を得て管理していただきたいという思いの方もいるし、住民の合意形成が何よりも大事なので、それを尊重して対応されますか。最後に答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 先ほどもありましたけれども、行政区の集会所の設置そのものが行政区の要望ということもありますから、その辺は尊重してまいりたいと思います。

（「終わります」の声あり）

議長（安細隆之君） これをもって鞠子幸則議員の質問を終結いたします。

次に、11番。四宮規彦議員、登壇。

〔11番 四宮規彦君 登壇〕

11番（四宮規彦君） 11番、四宮規彦です。

通告に従って順次質問をいたします。

第1点目、バイオマス発電構想についてお尋ねをいたします。

バイオマス総合戦略というものは、2002年12月の閣議決定後6年間で214の事業が実施されました。そのうち決算額を出した事業は122事業、92事業は決算額を出せなかった、これが現状でございました。集計の結果、214事業のうち7割以上が赤字であったという報告がなされておりました。その後若干黒字に転換した事業もあったようでございます。その理由は、燃料及びガス生成のための資材の供給不足による稼働率の低調、間伐材の購入価格、食料残渣の前処理コスト、そしてバイオマス利用ガスの算出根拠のずさんさ、費用対効果を考えないで理想に走った結果というものがうかがわれたわけでございます。町がバイオマス発電構想、あるいはまたいろいろな団体とこれに取り組んでいくには、しっかりと対応しなければならないと、こういう点から今回の質問を行ったわけでございます。

それでは、第1問（1）に入ります。取り組む団体名と責任者名、また団体の現住所、団体構成員の職業及び氏名を伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お答えいたします。

バイオマス発電事業に取り組んでいただいておりますのは、東日本大震災以前より町の問題解決や地域活性化への検討・意見交換会を実施してきており、東京都渋谷区神宮前5-52-2、青山オーバルビル14階に事務所を構え、民間部門が主役となり地域が取り組む活性化事業を応援する団体「特定非営利活動法人 元気な日本をつくる会」でございます。取り組む団体の理事長は、株式会社フォーバル代表取締役会長の久保秀夫氏でございます。本事業の責任者は、組織運営本部長であります須田憲和氏でございます。

団体の構成員につきましては、IT関連企業の代表取締役、前職が地方公共団体の首長、大学教授、金融機関の代表取締役など他業種の若手の企業家35団体等で構成されております。

議長（安細隆之君） 四宮規彦議員。

11番（四宮規彦君） この住所の会社には、常勤者は事務員を除いて何人おられますか。

議長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 事務局といたしましては、株式会社フォーバルの須田氏が組織運営本部として専任常勤して業務従事しており、同じく株式会社フォーバルのフガワ氏が組織運営本部の事務担当として兼任しております。これは常勤でございます。また活動においては、会員企業がプロジェクトごとにチームをつくり、本業の時間調整をしながら活動を積極的に行っているようでございます。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 四宮規彦議員。

1 1 番（四宮規彦君） 常勤者がおられるということに対しては、私もなるほどいろいろ各方面で取り組んでいるのかなというふうに思いました。

それでは（2）に移ります。

どのような実証試験をどこで行い、従事者は何人か。またその経費の内訳はどうなっているのか。ご答弁をお願いいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 実証実験につきましては、津波被害を受けたパイロット農地4カ所において、イタリアンライグラスという牧草の試験栽培を実施いたしました。

試験栽培は1区画当たり10メートル掛ける20メートルで実施しております。1区画の半分に当たる10メートル掛ける10メートルに施肥をし、施肥の有無による発育状況の差異を実証実験を通して観測を行ったところでございます。

従事者につきましては、元気な日本をつくる会の3名で実施しましたが、土地の地権者、草刈りやトラクターでの作業、土壌調査等も実施していることから十数名が従事しております。

なお、除草等の作業については、地元のボランティアの皆さんのご協力もいただいております。

経費につきましては、調査活動経費及び専門的分野の試算に係る委託経費等で299万4,550円、活動実費経費はイタリアンライグラスの種、肥料等の3,165円となっております。

なお、原資については、全額補助事業を活用しております。

議 長（安細隆之君） 四宮規彦議員。

1 1 番（四宮規彦君） ただいまお話をいただきました。一般的には、実証試験というのは、亘理町でバイオマス発電が可能なかどうか、できるのかどうかということをもまず検証するためのものであると認識されております。それには規模、システム、

初期投資等々も十分含まれるし、物理化学的な要素も含まれると思っております。
この牧草地で牧草が今栽培されているという、これも実証試験と言えば実証実験という中に広義には入るかと思うんですが、何トンの牧草地の生産量を見込んでいるのか、ご答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 牧草の種類といたしましては、デントコーン、イタリアンライグラスの2種類を栽培する計画でございまして、1ヘクタール当たりの収量はデントコーンが80トン、イタリアンライグラスが40トンを見込んでおるようでございます。なお、デントコーンは年1作、イタリアンライグラスは年3作を予定しており、年間で1ヘクタール当たり200トンを見込んでおります。以上でございます。

議長（安細隆之君） 四宮規彦議員。

11番（四宮規彦君） 299万円ほどのお金を使って行った調査活動と、専門的分野の試算というものを具体的にお示してください。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 実証実験の結果につきましては、試験栽培4カ所において試験栽培面積の約50%で発芽し、牧草の背丈が約1メートル生育したことを観測しており、牧草の栽培が可能であることを確認しております。また、亘理農業改良普及センターにおいて土壌分析をしていただいたところ、土壌中に存在している肥料分の含有傾向が低いとの結果が出ており、栽培を行う上では施肥することが必要であることが結果として出ております。

議長（安細隆之君） 四宮規彦議員。

11番（四宮規彦君） ただいまのご答弁ですと、299万円のお金を使ってこれを行ったということでございますね。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） おっしゃるとおりでございます。

議長（安細隆之君） 四宮規彦議員。

11番（四宮規彦君） 専門的分野の試算というもののお答えを先ほどいただきました。私の頭で考えているのは、バイオガス1立方メートル当たりの熱量が6,000キロカロリーから6,500キロカロリーのエネルギーを持っているとか、あるいはタンク内の攪拌温度が35度前後とか、あるいは例えば食品残渣の発酵温度が55度で大体16日

間ぐらいかかるのかなとかそういったもの。あるいはまた発酵タンク内が酸性になっていけば極端に燃焼ガスが低下するんだよとか、そういう専門的な調査活動の委託に299万円ほどのお金を使っていたのかなと思って、実は認識していたわけですが、私の認識がちょっとおかしかったというふうに今考えております。この辺の答弁は結構でございます。認識の違うところでございますから。

引き続き、実証試験の結果報告を最後にお示しください。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 現在最終的な試算計画等を進めている段階となっておりますことから、今年度中には実証実験の結果を提示するものになると考えております。

議長（安細隆之君） 四宮規彦議員。

11番（四宮規彦君） 最後になりますけれども、バイオマス発電は大河原町でも行う計画があるようです。亙理町でこれに取り組むのであれば、牧草だけではなく柳を植えたりして資材の一部に充てることも可能ではないのかなと。2年ぐらいで根元より1メートルから2メートル成長するので、これも利用できると。また近くには多くのリンゴ農家がございますから、摘果及び落下したリンゴなどを購入してこのバイオマスの資材の一部に充てることも可能であると、私も畑を見るたびにそう思っておりましたので、最後にこのことを申し上げましてバイオマスに関連する質問を終わりたいと思います。

引き続き、次に移ります。

第2番目、太陽光発電事業への亙理町の関与についてでございます。

最初に申し上げておきます。企業が利益のためまたは節税のためなど、自然エネルギーの事業に参入することに関しては私は反対はしません。山佐という会社が太陽光発電事業参入のために亙理町の吉田東部にある被災農地77ヘクタール、77町歩でございます。面積にすれば鳥の海ほどの面積の買収の要望があったということでございました。地元地権者が土地を売るか売らないかは、地権者が諸般の事情により判断することで、私がいろいろ口を挟むものではないと考えております。しかし、何ゆえ被災農地の77ヘクタールの買収なのかという疑問が実は残ったわけでございます。それで、太陽光発電事業というものを若干述べながら、以下の質問をいたします。

それでは（1）事業者名、業種、業界、あるいは役員名、またこの業界に関連す

る団体が国内外にあるのかどうか。これをお尋ねいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 太陽光発電事業の事業者名は、岡山県に本社を構えます山佐株式会社でございます。スロットマシンいわゆるパチスロの製造の大手企業であり、航空機を初めとするリース事業と企業が保有する不動産の賃貸業を行っております。

代表役員につきましては佐野慎一取締役社長、佐野真紀子取締役でございます。

業界に関連する団体につきましては、国内に仕入れ先として10社、得意先として3社があり、関係会社といたしましては、山佐株式会社のグループ企業であります17社がございます。

議長（安細隆之君） 四宮規彦議員。

11番（四宮規彦君） この業界が太陽光発電の事業に参入することについては、私は異は唱えません。当然利益を求めてこの事業に参入するわけでございますから。ただ1点だけなんです。なぜ買うのか。なぜ77ヘクタールを借地でなくて買収をしなければならないのか、買収を求めるのかということが実はひっかかったわけです。それで、太陽光発電というものの事業を復習の意味で若干述べさせていただきます、（2）、（3）の質問に移らせていただきます。

77ヘクタールの発電量が50メガワット、正式には4万4,900キロワットと説明を受けました。これは1時間当たりの、その日の1時間当たりの最大の発電量でございます。これはJ I S規格のパネルを使用した場合でございます。皆さんご存じのように、パネルの劣化や周囲の温度や配線ロスやいろいろなお天気とかで、これはこのまま発電できません。曇りの日は3分の1から10分の1まで落ちます。雨の日は5分の1から20分の1までダウンします。雪の日はゼロでございます。安いパネルを使えば出力は自然と低下します。

それから、今回のこの77ヘクタールの事業費をいろいろ算定いたしました結果、私の計算では122億5,000万円という事業費でございます。これは24年間の総事業費です。これはコンピューターシミュレーションで何度もやってみました。これに関しまして、24年間のうち設置して2年間は発電できません。鳥の海の面積にパネルを設置するんですから2年間かかります。それから事業が終われば2年間かかってこれを撤去します。膨大な量になります。それから鉄塔、送電網に関しては、これは正確なデータがないのでお話しはできません。122.5億円という算定が出てまいり

ました。これ以上ちょっとふえるかもしれません。売電に関する収入は出ません。それはこのように気候変動で異常気象になりますと、シミュレーションでは非常に正確な値は出ませんので、これはお示しはできません。

そこで私が一番懸念されたのは、77ヘクタールの売却についてでございます。ある農家の方の算定では、あの土地はとてもしゃないけれども1反歩当たり20万円では売れないでしょうと。まあたかだか10万円ぐらいではないのかなと、1反歩。77町歩でございますから、1町歩で100万円、77町歩で7,700万円。7,700万円で77町歩の土地が手に入ると。まあ15万円としても1億1,550万円。いろいろなことをシミュレーションした結果、これはある程度のお値段との交渉で事業者にも農家の地権者にも得するのは、これは借地なのかなという結論に実は至ったわけです。それでこれは何としても話をしておかなくちゃならんと、こういうわけで私は質問をしたわけでございます。これは(2)と(3)の質問に関係があるので今発電事業の大まかなところを説明したわけでございます。122.5億円、122億5,000万円という数字です。

なぜこんなことを申し上げたかといいますと、先日26年6月亙理町農林水産課から配付されましたこの資料が実はあったわけございまして、この2枚目にこう書いてあります。山佐の事業費を抑えるために農地の売買単価をむやみに上げることはできず、当然でございます。万が一価格で折り合いがつかなければ、事業撤退もあり得るといふ文面が加えられました、ここへ。実はこの77ヘクタールの買取価格が幾らか私はわかりません。専門外ですから全然わかりません。ところがこの買取価格、折り合いがつくような買取価格と、実は発電にかかる総事業費が122億5,000万円というものの、検討すれば10%にもなりません。1%ぐらいのほんのわずかな土地代であるのかなという結論に至ったわけです。ですから、私はどうしてもこれを本当はこの説明のときに町長なりからご指摘をいただいて私なりに納得をしたいと、こういうふう考えたわけでございます。

それでは(2)に対する質問です。

町は土地所有者に転売の可能性と単価交渉のみを行うものと理解してよいのかという質問になります。よろしくご返答ください。

議長(安細隆之君) 町長。

町長(齋藤 貞君) (2)番でよろしいですか。(「(2)番です」の声あり)

防災集団移転促進事業に基づき取得した土地につきましては、有償譲渡したいと考えておりますが、いわゆる移転元地ですね、これは農地だけではないです移転元地です。今後、農地については町が仲介役とはなりますが、単価については地権者代表者と事業者の両方で交渉を行うこととなります。以上でございます。

議長（安細隆之君） 四宮規彦議員。

11番（四宮規彦君） わかりました。その説明が納得できます。

それでは（3）この会社は77ヘクタールの用地を買収したいと打診しているが、将来太陽光発電以外に使用される可能性に対してどのようにお考えになっているのか、ご答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 77ヘクタールの用地につきましては、土地利用の目的を指定し、圃場整備事業の区域内において非農用地換地で生み出される用地であり、契約の際には、転売や目的外使用を禁止することを特約条項に定めたいと考えております。

議長（安細隆之君） 四宮規彦議員。

11番（四宮規彦君） ただいまの町長の明快なる答弁がありましたので、これは契約に入れると。以前、紳士協定でもめたことがございましたので、はっきりと契約に盛り込むということであるならば、私は（1）の町長の答弁とは矛盾しないと。なぜならば、このパチスロメーカーはあわせてリース事業とさっきお話しになった不動産の賃貸事業を行っているというご答弁があったものですから、これは全然矛盾しないというふうに考えております。

最後になりますが、メガソーラーを誘致した場合、もちろん元地はもう農地としては復元はできないと、宅地化してしまうと。それからメガソーラー事業が終了した後、パネル等が廃棄物として放置されることも将来懸念されるのかなと、こういうふうに考えております。また、農地を借地でなくこれは事業者が買い取ることによって、その後所有権の移転とかそういうものが転々とされることも将来懸念されます。なぜならば、北海道あるいは日本海のところでは、10件余りが既に誰の所有かわからなくて、いつの間にか外国人の所有地になっているということも新聞等々でうかがわれます。私は互理町がそういう状況にならないということを切に希望しておるところでございます。この懸念は絶対払拭しなければならないものと考えております。

以上で質問を終わりますが……。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 大変ご懸念いただきまして、大変ありがたいと思います。そのとおりだと思います。ただし申し上げたいことは、やはり今の日本にとりまして最も大事なものは食料の自給と、それからエネルギーの確保だと思います。そういう面で食料の自給に関しましては、現在ご案内のように、基幹産業である農業については復興が相当進んでいますし、そういう面では食料のほうは亘理町は確保できると。それからもう一つは、エネルギーは先ほどご心配いただきましたバイオマス、それから今の太陽光、いわゆる再生可能エネルギーですね。これについてはやはりご指摘のようにいろいろな問題点があります。未知なところもありますけれども、これはぜひご指摘あったことを十分踏まえた中で亘理に誘致したいという強い願いも持っているわけです。これによって亘理町は今回の震災を機にしまして、いわゆる創造的復興といいますか、一方においては食料危機になる、一方においてはエネルギーを確保するというふうな形になるので、これは慎重に進めまして、ぜひ成功させたいと、このことを申し添えまして答弁とさせていただきます。以上でございます。

（「終わります」の声あり）

議長（安細隆之君） これをもって四宮規彦議員の質問を終結いたします。

この際暫時休憩をいたします。

再開は11時20分といたします。休憩。

午前11時12分 休憩

午前11時20分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、12番。高野 進議員、登壇。

〔12番 高野 進 君 登壇〕

12番（高野 進君） 12番、高野 進でございます。2つ質問をいたします。

1つ目、人口の社会増促進策及び定住化対策についてであります。

人口の増減は、町の活性化に大きな影響を及ぼします。しかし、東日本大震災後の当町の人口は約5%ほど減少しております。多少なりと復元の傾向は見られますが、震災前には及びません。さて、町長は5月の選挙に際し、誰もが暮らしやすさを実感できるまちづくりをスローガン、基本理念に掲げました。そのためには、活

力ある魅力的なまちづくりが必要であると私は考えます。

そこで、東日本大震災による人口の流出を防ぎ、町外へ避難した住民を呼び戻し、さらに町外から新たな住民が移り住む方策が必要であると思います。

亘理町の現状を申し述べます。震災前の人口、いわゆる平成23年2月末でございますが細かくいきます、3万5,585人ございました。ことしの3月末、底打ったわけです、3万3,931人。約4.6%減を底に、ついせんだって8月末、一番底打ってから138人がふえております。ようやく人口が復元しつつあるというのが現状であります。しかし、これからの亘理町の状況は、これは民間研究機関による人口試算でございます。河北新報ではなくこれは朝日新聞の記事でございますが、県内に35市町村がありますが、その23市町村、これが消滅のおそれがあるというふうに発表されております。幸いかどうか亘理町は24番目でございます、町村が消滅のおそれがあるというところにちょっとひっかかっております。辛うじて24位でございます。また、厚生労働省による将来人口推計によれば、亘理町は2025年、今から11年後には3万1,700人、現在よりも8.9%減ること。それとちなみに2040年、今から26年後になりますけれども2万7,000人、22.2%減。宮城県は全体でその際は16%減。これが人口推計でございます。参考までに、隣の町は2040年には1万人を割ります。40%の減の予測であります。全国的な少子高齢化の進行とはいえ、このように当町も長期的な人口減少は避けられない状況にあります。

ここで2点質問をいたします。

1点目、人口の社会増促進と定住化対策をどう考えているのか、お伺いをいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） お答えいたします。

本町におきましては、少子化による人口の自然減少に加えて、東日本大震災の影響による町外転出等により、震災前の平成23年2月末日時点で3万5,585人だった人口は、現在の平成26年7月末では、3万4,068人となっており、震災前と比較して1,517人減少しているのが現状でございますが、平成25年3月31日の3万3,907人が最も減少した数字となっており、それ以降徐々にではありますが増加傾向にあり、回復が見込まれていると考えております。

しかしながら、全国的にも人口減少問題は、将来自治体が消滅する可能性がある

という推計もあるとおり、深刻な問題になっております。

人口の減少により、税収等の減収から町財政の逼迫を招き、公共サービスや社会保障等への影響が懸念されるとともに、町内の小売業者等の売上げの減少や労働力不足にもつながり、地域経済に大きな影響を及ぼす深刻な問題でもあります。

そうしたことから、町といたしましては現在、震災の影響でやむなく町外へ転出した方々が一日も早く町内へ戻って生活再建できるよう、防災集団移転促進事業の推進を初め災害公営住宅の建設に取り組んでおり、平成27年5月には全て完了する予定であります。

また昨年度から、津波で被災した方々の町内での住宅再建等に対する助成を実施し、被災された方々が引き続き町内にとどまって生活再建できるよう支援しております。

さらには、町内へ転入される方への補助といたしまして、町外で被災した方が町内で住宅再建する場合の住宅再建への補助も実施しております。

今後の人口をふやし、定住化を促進するための施策といたしまして、私の選挙公約でもあり、第4次亘理町総合発展計画にも盛り込まれておりますが、1つとして企業誘致等によって若年層への魅力ある就業の場の提供や就業機会の拡大を図り、町内での安定した雇用を確保すること。第2点として若い世代が働きながら安心して子供を産み育てられる環境を整備し、子育てしていくことに対して安心感が持てるようにすること。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 何か2点目の質問の回答も一緒にいただいたように思います。若干具体的に2点目に入りますが、質問をいたします。

2点目、企業誘致による雇用創出と、気候温暖、東北の湘南と、仙台市への通勤圏であることの優位性を生かす方策を策定する組織を創設してはどうかであります。組織の創設であります。これについて、組織が取り組むべきことは、人口減少の克服や地域活性化策であります。具体的な方策を3つほど申し述べます。

まず南相馬市であるわけですが、教育環境の改善、これは6中学校に3年生の学力アップのため予備校の講師を2013年度から派遣。これは提言でございます、亘理高校に工業科創設を県に求めたらどうかということ。3つ目、町外からの移住者に固定資産税の減免等、さらに高齢社会に対応した乗降客に優しいJR亘理駅にエレ

ベーターの設置、これは次の質問になりますが、これこそ町長が言われる「誰もが暮らしやすさを実感できるまちづくり」のささいなスタートではないかというふうに考えますがいかがですか。お伺いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 前述のご質問でお答えしましたとおり、人口をふやし定住化を促進するためには、企業誘致による雇用創出は欠かせないものと考えております。町内に進出を希望する企業の情報収集はもとより、既に町内で操業している企業の工場増設や移転などの要望等にも迅速に対処することで、安定した雇用に努めてまいりたいと思います。また、JR常磐線や高速道路等の利便性のよさをPRし、仙台圏への通勤エリアである認識を広めることが、人口増加にも結びつく一番の方策と考えます。

また、新たに組織を設立しての方策策定につきましては、現在のところ考えておりません。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 時間の都合もありますので、ちょっと本件の質問の結びを申し上げます。

これから自治体間競争になると思います。勝ち残りというよりも生き残りという形になると思います。人口減による市場の縮小はあらゆる産業に影響を及ぼします。生き残るためには町独自の施策展開が求められます。くしくも、9月2日の河北新報朝刊に掲載されました、見出しは人口減少対策です。先ほど町長は、これらを検討するような組織をつくる考えはないということですが、私は違います。まず、人口減少対策創生法案、政府の課題として人口減少対策の基本理念や組織の運営方針を明記したまち・ひと・しごと創生法案の全容が掲載されました。その中に、まち・ひと・しごと創生本部を設置するとしています。翌日9月3日に設置されました。山元町に人口減少対策を考えるプロジェクトチームが設置されたとの新聞報道もあります。多賀城市では消滅自治体とされなかったけれども、人口減少対策本部をこれも設置することになりました。生き残る、選ばれる町になるため、再度当町として各問題点を洗い出して、人口の社会増、定住化対策を策定する組織を創設してはいかがですか。政府では既に設置しております。政府と連携、連動して対応すべきと考えますがいかがですか。お答え願います。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 当亶理町でございますけれども、かねがね申し上げておると思います。私は亶理町は公園としてあるというふうに思っております。したがって、まずもって亶理町のよさを発見するといいますか、洗い出すことから始めたいと、このように思うわけでございます。いわゆる今のご質問の中で、定住化というお話でございますけれども、定住化を定着させるためにはまず交流人口からふやすべきかなと、交流人口からふやすのも一つの方策かなというふうな考え方を持っております。したがって、今の人口をふやすための組織とおっしゃいましたけれども、急いでそこに持っていくのではなくて、亶理町としてまず第3の産業として、前も申し上げましたが観光産業を第3の基幹産業にしたいと申し述べました。交流人口をふやすにはどうしたらいいかということについて、まず産業を進めてまいりたいと、このように思うわけです。と申しますのは、亶理町に最近といいますかここ20年ぐらいお入りになった方々は、当亶理町に訪ねてきて大変いい町だということで定住を希望した方々、私のわかっている範囲でも結構な方々がいらっしゃいます。そういう面でまずもってそこから始めたらどうかなというふうに現在考えております。そしてまた幸いなことに、姉妹都市である伊達市、現在佐藤課長に来ていただいて、もうすばらしい働きをしていただいているわけでございますけれども、伊達市は今の市長さんの時代からでしょうか、たしか人の誘致という、いわゆる工場の誘致というのが一般的なとき、人の誘致ということを政策の前面に出されまして、北海道でも恐らく唯一の人口増の都市だと思います。伊達市とは、多少いろいろな面での情景が違いますけれども、そういった伊達市の姉妹都市としての例もありますから、その辺の情報もいただきながら、亶理町の定住人口をふやしていきたいと、さらに交流人口もふやしていきたいと、このように基本的には思っております。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 高野 進議員。

1 2 番（高野 進君） この質問は終わります。

2 つ目に入ります。

J R 亶理駅舎の改築についてでございます。第4次亶理町総合発展計画、実施計画平成26年度から平成27年度、それによりますと、J R 亶理駅ですが事業名は亶理駅周辺整備事業（駅舎改築）とございます。事業年度は平成18年度から継続でござ

います。事業計画の内容、駅舎をＪＲと増築により改築、年度でございますが、平成26年度はＪＲと協議、平成27年度は実施設計2,500万円と記載されております。それで、これについて4点質問をいたします。

1点目。ＪＲ東日本との従来までの協議内容及び今後の協議予定をお伺いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） （1）と（2）は関連がございますので、一括回答させていただきます。

亘理駅周辺整備事業については、これまで亘理駅前の改札口がある西側と東側をつなぐ自由通路を整備し、駐輪場や駅前広場、公衆用トイレ改修等の整備を実施してまいりました。

亘理駅の駅舎につきましては、ＪＲ東日本旅客鉄道株式会社に対しまして、町のシンボルとして地域に親しまれる明るい駅舎として改築されるようにと、要望活動を初め協議を重ねてまいりました。

ＪＲ東日本としては、平成20年度の宮城ディスティネーションキャンペーンの際に外装等を補修しているものの、現在のところ具体的な改築計画の予定はないとのことです。本町としては、利用者の利便性を図るため、引き続き新駅舎の建設に向け協議してまいります。

そのようなことから、完成時期について申し上げる段階にはまだございませんので、ご了承願いたいと思います。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 協議内容等をお伺いしたわけですが、2点目の完成時期はいつか、これについてもお返事をいただきました。当然改築計画はない、これはＪＲがということですがけれども、隣町山元町の新山下駅、坂元駅開通は平成29年4月の予定と伺っております。この隣町の駅舎の完成にあわせて、やはり引き続きＪＲ側に改築といたしますか働きかけてはどうか。再度答弁を求めます。

議長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 駅舎の改築の主な事業者につきましては、管理者でもありますＪＲ東日本となりますので、今後とも早期着工、早期完成に向けて協議を続けてまいりたいと考えております。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 高野 進議員。

1 2 番（高野 進君） しょせんは J R 側がやることだということになるわけですがけれども、3 点目に入っていきます。

いずれあるかないかわかりませんが、改築、新築する場合に、町の財政負担はどのようになるのか。例えば割合ですね。改築計画はないということですが、ここで言いたいのは、3 分の 1 ルールがあるのかないのか。これからのことです。3 分の 1 ルールというのはご存じのように、国が 3 分の 1、J R が 3 分の 1、町が 3 分の 1 でございます。これをてこに、町も出すわけですから強く働きかけることができるんじゃないかと思うんですが、問題は 3 分の 1 ルールがあるのかないのかをお伺いいたします。答弁願います。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 3 分の 1 ルールの詳しいことにつきましては、企画財政課長から答弁させます。

私からは財政負担のことについて申し上げたいと思います。

駅舎は J R 東日本において、先ほど課長が言いましたように改築していただくようになるわけですが、国、県等の補助制度があり、公共交通のバリアフリー化を一体的に支援するため、高齢者や障害者等が鉄道を安全かつ円滑に利用できるような施設の整備に対して、国が 3 分の 1 の補助をする制度があります。町の負担としては、これらの補助制度を活用しながら今後事業費や設備内容を明確にして、J R 東日本と協議して町の負担割合も改めていきたいと思っています。

なお、3 分の 1 ルールについては企画財政課長のほうから答弁させます。以上です。

議 長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 本来、駅舎の管理者でございます J R 東日本の負担でございますが、公共交通の観点からいたしますと、他県、他町村からの観光等の流入人口の増加、あるいは本町への定住化促進の観点から申しますと、本町への恩恵が考えられること。それからもう一点が、バリアフリー法の趣旨に基づきまして、三位一体により事業に対しましてそれぞれが 3 分の 1 ずつ負担を行うことを基本として、今後補助事業を受ける際に、整備計画書に負担割合を明記して国に申請することになります。

駅舎の改築につきましては、鉄道駅のバリアフリー化に関する国の支援制度として、バリアフリー化設備等整備事業としてバリアフリー化を含む駅全体の改築のための事業として、国3分の1の補助率がございます。なお、残りの3分の2につきましては、県単の補助事業、上限が1,000万円の補助事業等もございますので、今後県、それからJR、町等を含めて、負担割合について検討していくものと思います。以上でございます。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 4点目に入ります。

駅舎改築計画はないということですので、エレベーターの設置構想はあるのかと、今の企画財政課長の話をちょっと掘り下げます。

バリアフリー法によれば、エレベーターの設置、これは補助があるというふうに伺いました。このエレベーターの設置についてであります。平成25年12月、一昨年の12月になります。一般質問で、その前にも発言しております。バリアフリーに対応するため、跨線橋の両端にエレベーター設置をJR東日本に働きかけてはどうか質問をいたしました。足腰の弱い方には階段の上りおりは非常に苦痛であります。階段から転落、転倒する危険があります。そのため、逢隈駅からタクシーで亘理の自宅まで帰る方もいます。エレベーターの設置基準である乗降人数3,000人はクリアしています。財政負担は、先ほど企画財政課長がおっしゃったとおりであります。そのときの町長答弁、要望活動をさらに続けてまいる。現町長はかつて電車で、昔は自動車ですかね、客車と貨物と一緒に、通学通勤経験があります。あれからかれこれ50年が経過しております。70歳を超えた現在、エレベーターの必要性は十分に認識されると思いますが、まずいかがですか。ご答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） おっしゃるとおり、亘理駅は高齢者の多様な利用者がおります。エレベーターの設置についても、今まで申し上げたとおり要望活動は行っております。ただし基本的には、やはり駅舎についてのエレベーターの設置につきましては、今後の改築にあわせてJR東日本と協議してまいりたいというのが基本でございます。そういった中で、バリアフリー化を推進するため、エレベーターの設置に対して国土交通省の補助基準が1日平均利用者5,000人以上の駅から3,000人以上の駅と引き下げられ、亘理駅については平成25年度における1日の平均利用者が4,558人の利

用者がありますので、国の補助事業及び、宮城県でも県内市町村が行うバリアフリーに伴うエレベーター整備についてエレベーター1基につき1,000万円を限度として市町村へ補助する制度がありますので、これらの各種補助制度を活用しながら具体化に向けて取り組んでまいりたいと、このように思います。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 世間では、世間ではと申し上げれば世間の人ですが、現在資材とか人手不足、そしてこれから2020年オリンピック需要、駅舎改築は今のままの返答ですと、この先五里霧中を感じられます。ならば、私の考えとして、やはり今ある跨線橋にエレベーターの設置をとということで再度申し上げているわけですが、やはり乗客の上りおり、昇降時の危険性を強く認識され、先ほど町長をおっしゃいました、かつ利便性向上のために、いつになるかわからない、やはり資材の高騰等があれば先々本当に見えませんが、今やるんじゃないですかね。いつやるんですかというか、今やるべきだと思うんですが、いかがですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 慎重に検討したいと思います。

議長（安細隆之君） 高野 進議員。

12番（高野 進君） 町長の任期は平成30年まででございます。それまでに成就されることを熱望して、一般質問を終わります。

議長（安細隆之君） これをもって高野 進議員の質問を終結いたします。

この際、昼食のため暫時休憩をいたします。

再開は午後1時といたします。休憩。

午前11時46分 休憩

午後 1時00分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、9番。鈴木邦昭議員、登壇。

〔9番 鈴木邦昭君 登壇〕

9番（鈴木邦昭君） 9番、鈴木邦昭です。

通告に従いまして、2項目質問いたします。

その前に、このたびの広島市北部の豪雨に伴う土砂災害ではたくさんの方々が被災されました。この災害で亡くなられた方々、そして遺族の方々に対しまして哀悼

の意を表しますとともに、被災されました方々には心よりお見舞い申し上げます。本町でも東日本大震災という大きな被害を受けたわけでございますけれども、あれから3年6カ月になります。いまだ被災されました方々、まだまだ大変な思いをしております。そのためにも私は防災・減災対策について、何度か質問をしてまいりました。そこで今回も1項目めには、防災・減災対策について。2項目めには、被災者用公営住宅入居者の件について。以上を質問させていただきます。

まず、1項目めの防災・減災対策について、3点質問いたします。

まず1点目、津波避難手段として車両で避難した場合渋滞が予測されます。本町の地域防災計画の津波対策編では徒歩避難が原則となっておりますが、地域の実情を踏まえやむを得ず車両により避難をせざるを得ない場合もあることから、自動車での避難も考慮した避難計画を作成すると、このようにあります。本町ではどのような避難計画を作成したのか、伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お答えいたします。

避難計画におきましては、ことし2月に策定を完了した地域防災計画の見直しと並行して、東日本大震災の津波被害の経験を踏まえ、津波避難に特化した計画を策定いたしました。策定に当たっては、地域防災計画の審議機関である亘理町防災会議に地震・津波対策専門部会を設置し協議を進めながら、町民の方々に対しパブリックコメントを実施するとともに、区長会、消防団、まちづくり協議会を初めとする関係機関の会合に出向き意見交換会を行うなど広く意見を聴取し、その意見を精査しまして計画に反映させていただいたところでございます。また、昨年11月の亘理町議会全員協議会において計画の内容等をご説明させていただき、また総務常任委員会でもご説明申し上げ、その際議員の皆様からいただいたご質問に回答申し上げながら、ことし2月の計画策定に至ったところでございます。

この津波避難計画は、東日本大震災の津波で浸水した範囲を津波浸水想定区域として設定し、津波浸水想定区域に含まれる集落を津波避難対象地域と位置づけ、津波が発生したときに、町民が円滑な避難を行うことにより津波被害を可能な限り軽減できるよう策定したものでございます。

本計画の津波避難においては、自動車での避難は交通渋滞を招くおそれがあるため、避難手段は原則として徒歩としておりますが、本町の海岸部は平地が続いてお

り、周辺には高い場所がないこと、海岸部から内陸部まで約5キロメートルの距離であり徒歩での避難が困難な地域もあること、ふだんから自動車を主な移動手段としている人が多いことなどから、津波浸水想定区域内の行政区ごとの実情に合わせ、自動車での避難も考慮し、前述したとおり津波被害を可能な限り軽減できるような避難計画となっております。

今後も、東日本大震災の経験を風化させることなく、津波からの被害を軽減させるため、自動車避難の検証を継続しながら避難計画の実効性を高めていきたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 今いろいろとお聞きいたしました。それで、今年の6月でございましたでしょうか、総合防災訓練で津波のときに沿岸部の住民を対象にした車を使った避難訓練を実施されました。あのときは日曜日のまずすいている時刻のように思われたんですけども、また皆さんが一斉に逃げたわけではなくて非常にすいていたということを言っていましたけれども、当時はですね。それで私思うんですが、一昨年の12月7日夕方でしたね、もう暗くなりましたけれども、大きな余震が来ました。東日本大震災で被災した方々はもうほとんど、被災した方々で半壊の方とか、それから新築した方々なんかは戻りまして、半壊した方々はリフォームしました。そういった中で、ほとんどの方は入居しておりましたけれども、それぞれ津波が来るんじゃないかと、そのときは皆さん一斉に逃げてきました、あのときは。それで避難された方々、学校に来ました。そのとき、当時私も状況確認のために避難先の学校とか役場に走りましたけれども、もう6号線の車、渋滞で動きませんでした。こういう状況のとき、やはり沿岸部の方々、高台へ避難してきたわけですけども、その方々のお話聞きますと、やはり6号線、ここに出るまでに相当時間がたつたと、このようなお話がございましたけれども、この件について本町でも確認していると思いますけれども、その後どのような動きというか計画を立てていたんでしょうか。お伺いします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 総務課長のほうからお答えさせていただきます。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） どうしても避難する場合というのは時間が重なりまして、一極

に集中してしまうというようなことがございまして、それを受けまして避難訓練の際、まずもって車で避難した場合は渋滞をするんだというふうなことをまず認識していただくというのが一つの目的でやっていることもございます。避難する際、各地区において避難場所を設定することによって分散すると。さらには、同じ道路ではなくて何カ所かに分けて通っていただきまして、そういったことで分散をするということを経験していただくというようなことでやっております。それで今後も、どうしても女の方というのが特になんですけれども、通いなれた道路をどうしても通ると。男性の場合はいろいろな近道なんかを通るものですから、いろいろな道路をわかるんですけれども、女性の方はどうしても同じ道路を通ってしまうということで、こういうふうな道路もあるんですよということで、そういったことも経験していただくということを繰り返しながらやっていきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） それで、今回本町のほうでは亘理町防災マップと、こういう専門誌もつくりました。これはやはり見てみますと、津波の特徴とかそういった一般的なことしか載っていない。亘理町という町名が入っているわけですから、やはり今課長が言われたように、高台、道路、こういう道路がありますよとか、こちらのほうにはこういう高台がありますよとか、やはりそういうものもこういう防災マップに入れるのはどうでしょうか。伺います。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） 道路については、地元の方についてはまずご存じだと思います。その道路もその場合によって、極端なことを言いますと一番立派な道路が何かの被災で通れなくなる場合もあります。というようなことで、数多くの道路をその地域地域でどこが一番自分の家から通りやすいのかというのを、ご自分のほうで判断していただくと。それを経験していただくのも防災訓練だというふうに考えてございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） ぜひまたもう一度つくるのであれば、そういった道路、それから高台の場所、学校とかになると思いますけれども、そういったものをやはりせっかく高いお金をかけてつくるわけですから、そういうのも入れたほうがいいんじゃない

いかなと私は思います。2011年の3.11を忘れることなく子孫末代まで語り継いでいかなければならないだろうと、このように思います。

2点目に入ります。その避難計画について町民の方々に対して、全町民の方に関わるとは思いますけれども、どのような周知徹底を図るのか伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お答えいたします。

町民への周知につきましては、町ホームページに掲載するとともに、各地区区長会において計画策定時及び策定後に説明させていただき、また各行政区、自主防災組織に出前講座として職員が出向き、計画の内容を説明し、住民の方々が有事の際に迅速かつ円滑に避難行動がとれるかなど、アドバイスしながら啓発活動を実施しております。

また、町主催の各種防災訓練においては、地域防災計画及び津波避難計画に沿った内容で実施することにより、住民の方々に訓練を通して避難行動等を体得していただくとともに、各行政区で訓練を開催する際には、計画の内容を網羅した形で実施できるようアドバイスを行いながら、地域の防災力が向上するよう努めているところでございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 私の言い方もちょっと悪かったのかもしれませんが、この避難計画、これは車両を使っただけの避難計画ですね。車両を使っただけの避難計画は、これは周知徹底どのように図るかということで伺いたいんですが、もう一度お願いします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 総務課長のほうから答弁させます。

議長（安細隆之君） 総務課長。

総務課長（佐藤 浄君） 先ほど1点目でも申し上げたんですけれども、やはり経験を積んでいただくしかないだろうと。そこが全てになるだろうというふうに考えてございます。ただ、ただいまの町長の答弁にもございましたように、いろいろな機会を通じて車は当然ラッシュといいますか渋滞はあり得るんですよ。そういうふうなことと、まず車を使う場合は、お願いしているのが、垂直避難ということで、車を使わなければ間に合わない方につきましては、まず近場の学校等の一時避難

場所のほうにまず向かっていただくと。当然余裕がある場合は、浸水区域外に行っていていただくんですけども、まずもってその命をまず守っていただきたいということで、そういった地域の方については近くの学校とか高い建物があるところにまず逃げていただきたいということでお話をさせていただいております。その後、情報等が入って余裕があるというふうなことであれば、そこから改めて本来の避難場所である亘理中学校とか逢隈小学校とか、そちらのほうに避難していただきたいと。そういった情報が入るまでは、まずは先ほど言いましたように近くの一時避難場所の学校等に逃げていただきたいということで、今後とも各出前講座、それから区長さん方のお集まりの会議等々でお話をさせていただきたいというふうに考えてございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 避難計画の周知徹底というのは、これは非常に大事なことであります。計画に基づいて被害を最小限にとどめることができるのではないかと、こう思うわけであります。常に想定以上のことが起こり得ると、このように考えていただいて作成、また周知徹底を図っていただきたいと、このように思います。

それでは3点目に入ります。被災した荒浜中学校や長瀨小学校は、今まではそれぞれ間借りして学んでいたわけでございますけれども、やっと新しい学校が建築されて2学期より再校いたしました。児童・生徒も大変喜んで通学していることと思うわけであります。そこで、避難道についてであります、特に学校に近い避難道は早急に整備すべきではないかと、こう思うわけであります、いかがか伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お答えいたします。

避難道路につきましては、有事の際の避難経路を分散し円滑な避難誘導を図ることを目的に整備するものであります。また、緊急時に停止している車両があっても車同士のすれ違いが可能な幅員を確保できるよう計画しております。

議員ご質問の学校に近い避難道を早急に整備すべきではないかということにつきましては、理解しているところではございますけれども、避難道路は町中心部との相互接続道としても整備されるため、防災集団移転先等と連結することにより、住民同士の交流を促進し、新たなまちづくりを図る効果も望めます。

したがって、どの路線についても優先順位をつけることなく、全ての路線につい

て早期完成に向け最大限の努力をしてまいります。

なお、復興交付金事業として避難道路整備事業は5路線が採択されておりますので、全ての路線におきまして平成24年度に測量調査及び設計の委託契約を行い、道路線形を決定し、ご協力いただく用地の調査及び影響が出てくる建物の調査を進め、今年度より一部の路線において用地買収や建物補償の契約をいただいております。

今後も各路線におきまして、用地買収や建物補償の契約をいただき、今年度中には工事に着手したいと考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

- 9 番（鈴木邦昭君） 現在危険区域外の方ですね、内ではなく危険区域外の方たちは、先ほども言ったとおりリフォームしたり新築したり、居住されているわけでありませぬ。やはり避難道は、今通学、要するに学校に近いところと言いましたけれども、本来は今回4車線つくる予定というふうに聞いておりますけれども、やはりこれは早急に整備すべきと思うわけでありませぬ。やはり先ほども言ったように、想定を上回るとして対策をとりませんと、先ほど1点目に車両による避難について話しましたけれども、本町の場合はやはり、先ほど町長がお話ししましたように平野が広く高台までは遠いと、本当にこういう地形でございます。そういった距離が長いわけですから車両を使って逃げるのが一番と思っているわけでありませぬけれども、やはりその逃げる道路をしっかりとっておかないと、やはりいろいろさっきも言った事故とか、それからまた渋滞、こういったものになって逃げおくれる、津波にまたのみ込まれると、逃げおくれれば。そういうこともあるだろうと思ひます。大体人間の二、三十代の人、二、三十代と限らず普通に人が歩くのは約75センチ幅で毎時4キロということをおっしゃっています。普通に歩いて1時間に4キロとなりますと、例えばご年配の方が歩いてくるとなると、やはり4キロは歩けないわけです。2キロとなるかもしれません。やはりそうなると、車両を使うという形になると思ひますけれども、やはり少しでも早く逃げられる体制をとるべきではないかと、こう思ひます。例えば、本町で出しました津波対策編の避難路等の整備の中にもありました。高台方向に向かう車線の拡幅についてでありませぬけれども、避難道の車線を要するに拡幅するということですね。ですから、避難道の車線を例えば東側に向かう車線は1車線にすると、海側に向かうものですね。それから海側から高台に向かう山側の車線を2車線にするとか、こういうような考え、要するに3車線にすると

いう方法もあると思いますが、いかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 議員おっしゃるように、避難道路の着手についてはもう喫緊の一番の優先順位でございます。現状につきまして、今の考え方含めまして、都市建設課長より答弁させたいと思います。

議長（安細隆之君） 都市建設課長。

都市建設課長（佐々木人見君） 避難道路の整備につきましては、先ほど町長も答弁したとおり、復興交付金事業を活用して行うわけでございます。その基準がございまして、今回の避難道路については、例えば荒浜大通線とか亘理江下線、標準的なもので申し上げますと約12メートルから15メートルの幅員でございます。実際には、通常ですと車両が上り下り1車線ずつで路肩が通常より広い1メートル25の路肩を確保するような形になっております。したがって、いざ災害というか津波が起こった場合には、3つの車が通れる幅員を確保する3車線の構造ができるような避難道路となっております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） いずれにしても、平野が広くて高台まで長い距離のこの本町の地形であります。車両避難者が多いと思います。どちらにしても早急に避難道を整備すべきと思うわけでございます。

続いて2項目めに入ります。被災者用公営住宅入居者の件について伺います。

まず1点目、災害公営住宅は、荒浜の西木倉集合住宅が完成しまして、10月の入居と確認しております。そして、災害公営戸建住宅や防災集団移転団地、それぞれ建築が始まりまして、もう建築して住んでいる方もいらっしゃいます。少しずつでございますけれども、やはり被災者の方々の居住再建が進んでいるのかなと思います。

そんな中、荒浜の西木倉災害公営住宅では100戸建築したわけでございますけれども、いまだ約半数の入居予定でございます。昨年12月の定例会において、ある議員の方が質問したときに、災害公営住宅の件で質問したわけですが、その中で前齋藤邦男町長は、「空き部屋になった場合、災害公営住宅を一般の方々も入居できるよう、町の財政負担にならないように検討している」という答弁をされました。災害公営住宅の空き部屋が続く場合は、齋藤 貞町長はどのように考えている

のか、見解を伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お答えいたします。

前齋藤町長が答弁した内容は、応急仮設住宅及び民間賃貸住宅借り上げ応急仮設住宅、いわゆるみなし仮設ですね、が廃止になるまでは災害公営住宅として募集し、その後一般の町営住宅として募集するという内容でありました。

法的には、災害発生の日から3年経過後は被災者以外の入居も可能となりますが、災害により住宅が滅失しみずから住宅を確保することが困難な方のために整備した公営住宅であることを踏まえまして、私も同様に一般の公営住宅として入居募集を行うことは、応急仮設住宅及びみなし仮設住宅が廃止になるまでは、控えるべきと考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 一般の方々が入居できるようにするというのは、確かに町の財政負担のことを考えれば、軽減することにおいてはこれは結構なことと私も思います。

少し長くなるかもしれませんが、ちょっと聞いていただきたいと思います。

ことし6月、我が党のほうで4回目のアンケート調査をいたしました。これは仮設住宅の入居者の方です。アンケート調査をしましたけれども、これから災害公営住宅に移る前に、これは悩み等を聞いて歩いたわけでございますけれども、被災してこういうお話がありました。

一応3名ここで挙げさせていただきますけれども、被災していろいろ支援を受けた、それぞれお金をいただいて支援を受けたということで、家を新築された方がある事情で新築した家に入れなくなったという方がおりました。そういった方からの災害公営住宅に入居できないだろうかと、こういうお話もございました。

それから、2人目には、被災前はお年寄り夫婦と若い夫婦一緒に住んでいたと。我が家では一緒に住んでいたわけですがけれども、被災後仮設住宅でばらばらに住むようになったと。それがまた期間がもう3年も過ぎていきますから、3年以上になると思います。その期間が長かったためか、災害公営住宅にはお年寄り夫婦と一緒に住めなくなったと。要するに住めないというんでしょうか、そのためお年寄りのこの方たちは遠慮して別の部屋を借りたいと、こういう声も聞こえてきました。まさにこれは大震災の傷跡ということなのか、もう家族もやはりばらばらになったと、

もう本当に寂しそうな声でお話しされた方もいらっしゃいました。

それから、3人目の方でこういう方がおりました。被災前はやはりお年寄り夫婦と若夫婦とお孫さんも皆さんと一緒に住んでいたと。こういった中で被災して家も全部流された後に、罹災証明書、一家に1枚しか出ないということで、仮設はお年寄り夫婦と若夫婦2世帯で借りて入居したそうです。それで災害公営住宅も2世帯借りられると思ったそうで、当初お年寄り夫婦が仮設から今度は災害公営住宅に移るためにちょっと小さな部屋を借りたと。それで今度はその若夫婦のほうにまたじゃあ私たちも借りに行きましょうということで行きました。ところが、町のほうからは、罹災証明は1枚で家族1つですから、一緒に1枚しかないので1家族分しか借りられないということをおっしゃられたということで、だったらこんな狭い部屋借りるんじゃないかなという方もいましたけれども、これについては変えられるのかどうかちょっとわかりませんが、その件は何も話していませんでしたね。

やはりこういうふうになっている方がたくさんおりました。やはり先ほど町長が、まずこういった被災された方々を重点にとおっしゃったので、私もやはり一般の方よりまずこういった方々を助けなければいけないと、家財も全部失ったわけでごさいます。やはりそのような方々が入居して、それで最後それでも余ったというときにはやはり一般の方々の募集等を考えていただきたい。再度確認しますけれども、同じような答弁になるかもしれませんがいかがでしょうか。町長、お願いします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） この件につきましては、やはり制度的なことがあります。国あるいは県からそれぞれの通達が担当までまいっております。今議員さんも申されたそれぞれの事情は各自によって違うと思います。前の答弁でもお答えしたと思いますが、これらの事例というのはこれからいっぱい出てこようかと思っております。したがって、町としましてはいわゆる1つの課のみならず関係課、今のお話聞いていまして関係課皆またぐと思っております。これらに十分対応できるような体制をまず整えたいなというふうに思っております。ただ制度的な面については、町の判断だけではできないということは申し添えておきたいと思っております。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 私も担当課のほうにやはり確認しに行きました。そうしますとや

はり県のほうから、今町長が言われましたように県のほうから規制、それから国の縛りがあるからできないとか、こういったことを言われました。私もやはりそう言われますと、何とかこういう被災された方を助けなきゃいけないと思ひまして、国会議員に直接手紙を出しました。それで国会議員のほうから電話が来たわけですが、国では縛るようなことはしていないと。どっちを信じたらいいか本当にそのとき私もわからなくなったわけですよ。縛るようなことはしていないと。要するに、町のほうでこういうものをつくるから、じゃあそれに対してお金をあげると、そういうことであるということをおったわけですが、最後に、あくまでもこの考えは県とか国ではなくて、市、町の考えですと言われたわけですが。

ぜひ、本町では困っている被災者の相談に乗ってあげると、すぐそれはできませんとかそういうんじゃなくて、どういうことかまず聞いてあげて、できないものはなぜできないかというそこを言わないと、町民の方々は怒っちゃうわけですよ。そういったところをしっかりと聞いてあげると。そしてその言ったことに関してしっかりと取り組んでいく。そして被災された方々が安心して暮らせるように、そして生活できるようにしていただきたいと、このように思います。

2点目に入ります。被災者の引っ越し費用についてであります。

これから被災者用公営住宅が完成し、それぞれの方々が引っ越し予定であります。引っ越し費用について伺いますが、本町においては、本人先払い後領収書の交換で引っ越しされた方々へのお支払いとなっておりますけれども、金銭的にこの先払いが厳しいという方もいらっしゃいました。私らが歩いたときにそういった方が結構いらっしゃいました。この件に関して、本町としてはどのように取り組んでいくのか伺います。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） お答えいたします。

本町の引っ越し費用の補助制度の仕組みについてご説明申し上げます。

津波浸水区域内で被災に遭われた方につきましては、災害危険区域内移転者支援事業補助金交付要綱及び津波被災住宅再建支援等事業補助金交付要綱の2種類の要綱に基づき、町内の災害公営住宅に入居する場合において、80万2,000円を上限として引っ越しに要した費用を補助しております。かつ、災害危険区域内での被災の

方は、町外の災害公営住宅の移転に際しても、補助の対象とさせていただいております。

引っ越し費用については、定額補助ではなく、家庭構成や年齢等による異なる引っ越し内容やそれぞれの都合による日程・内容等の計画変更などさまざまなケースに対応できるように、領収書により実際にかかった費用をもとに補助金の交付を行っております。

なお、町の社会福祉協議会で行っております生活安定資金貸付の活用や、仮設住宅から災害公営住宅へ引っ越し補助のボランティアを計画しているようですので、ご相談いただければと思います。以上でございます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） そうすると、それは何とかなるということで受けとめていいのかどうか、どこかで貸してくれるのかどうか。相談すればよろしいだけなんだろうかと、それとも相談したらそこでじゃあ先払いしましょうとかこちらのほうでやってあげますよとか、そういう状況なのか。その点、もう一度伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 被災者支援課のほうより具体的にお話ししたいと思います。

議長（安細隆之君） 被災者支援課長。

被災者支援課長（西山茂男君） それではご質問の件なんですけれども、うちの補助金の要綱につきましては、今回のやつにつきましては確定払いということになっておりますので、先払いという形にはなりません。それで、先ほど町長が申したとおり、それぞれの家庭の事情や引っ越しの内容によって内容が違うものですから、あらかじめどこかで、ここで言っている社会福祉協議会での貸付金をお借りするなり、町のほうでやっている貸付金をお借りするなりして一度払っていただきまして、その後その分については補助をさせていただくという形をとっております。よろしく申し上げます。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） じゃあその貸付金について、やはりそれぞれお金ないという人も出てくるでしょう。そういった仮設住宅に入居をしていらっしゃる方々に対して、どのように周知徹底されるのか伺います。

議長（安細隆之君） 被災者支援課長。

被災者支援課長（西山茂男君） 災害援護貸付金については、ホームページ等で広報しておりますし、社会福祉協議会でやっております生活安定貸付金についても、ヘルパーさんたちが多分ご存じだとは思いますが、そちらのほうで周知をしていると思います。ただ気をつけてほしいのが、うちのほうで取り扱っております災害援護貸付金については、1回貸し付けをしてしまうとその後の貸し付けができなくなってしまいますので、そこは引っ越し費用のほうでお使いになつてしまうと、その後に何かあったときにお使いすることができないということになってしまいますので、そこだけご理解していただきたいと思います。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） 今ホームページという、やはり一番ホームページというのがこの今のコンピューター時代、こういう形が出るかもしれませんが、結構私歩いてみて、お金がないんだ大変だと言っている方はご年配の方なんです。ご年配の方はホームページ見られるかどうかということがまず一つなんです。ですからそのところを、やはり当局としてはどういう形でそういった方々には連絡するのか。あちらから来たのに対して持っていくのか、それともこちらから前もってその入居されている方々に徹底していくのか。その件、もう一度伺います。

議長（安細隆之君） 被災者支援課長。

被災者支援課長（西山茂男君） 改めてこちらのほうから持っていくということはしておりませんので、そういう方がいらっしゃるのであれば、窓口のほうに来ていただければ対応はさせていただきますと思いますので、よろしくお願いします。

議長（安細隆之君） 鈴木邦昭議員。

9 番（鈴木邦昭君） あるご高齢の夫婦は、誰も憎めない。何といっても自然災害なんだからと。ただ津波がなければねえと本当に寂しそうに話していた方がおりました。そういった私も担当課のほうに確認していきますと、やはり本当にこういったことではかわいそうだなと。私が本当に持っていればどうぞってやりたいんですけども、そういうわけにはいかないんで、とにかく今回確かに亘理町では上限80万2,000円という金額でございますけれども、これは亘理町は、私ちょっと確認したところでは一番高かったような気がしました。それはあくまでも上限という形でありましたけれども、ほかの市とか町といったところを調べますと、石巻市は一律10万円ということをおっしゃっていました。10万円以上かかった場合は、本人負担という

話をしておりました。確かに、石巻では被災された方が多いので、お金のほうも結構使うのかなと思って聞いておりました。それから東松島市では70万6,000円というような、亶理町が80万2,000円になる前の金額ですね、その金額でいくというようにことを言うておりました。ですから、感じとしては亶理町と同じかなというふうに受け取りました。それから多賀城市の場合は、世帯につき一律30万円渡すそうです。そしてその世帯1人に対して30万円、そのほかに奥さんが1人いればプラス5万円、子供がいればまたさらにプラス5万円と、こういう形で、しかもそれは領収書なしだということ言うておりました。領収書なしでそういう形で配付されるということ言うておりました。ですから、家族が多ければ多いほど少しは多く支払われるのかなと思って聞いておりましたけれども、やはり本町においてもこのお金がなくて引っ越すのが厳しいという方に対しては何かしらということで、今言われたように、こちらのほうからあとは行って確認してくださいということで、我々また聞かれたらそのような返答をしてこようかとは思っております。

まず、引っ越しするには大変な思いをしている方々がいっぱいいらっしゃると思います。お金はあるけれども一括でやはり支払うと、今度は生活が大変だということ言うていた方がおりました。こういった方がいるわけですから、ぜひ何かしら本町としてもさらに何か考えてはいかがかなと、このように思ったわけでございます。とにかく、避難者には周知徹底、これをお願いしたいと思っております。

以上で質問を終わります。

議長（安細隆之君） これをもって鈴木邦昭議員の質問を終結いたします。

次に、4番。小野一雄議員、登壇。

〔4番 小野一雄君 登壇〕

4番（小野一雄君） 4番の小野一雄であります。

私のほうから、わたり温泉島の海の再開について、それから亶理駅利用者の利便性向上策について、以上の2点について町当局の見解を伺いたしたいと思います。

まず、わたり温泉島の海の再開であります、実はきょうきずなぼーとわたり、それからわたり温泉島の海のリニューアルオープンのご案内状をいただきました。今までわからなかったんですが、きょう初めて10月4日にオープンするんだなということで、大変嬉しく思ったところであります。そこで、この再開について二、三の質問をするわけではありますが、やはり私は、当面日帰りのみの再開だということ

であります。これについてかなり町民から一律500円では高いんじゃないかと、いろいろ知人友人はわざわざ他町まで、名前を申し上げれば蔵王町あたりでは300円で町外者も入浴できるということで、わざわざ町外まで週に何回か通っている方がいる。ぜひ亘理町もそういうふうな割引制度なりできないものかというような声が出ております。

そこで、1番目の質問になりますが、入浴料金について町民の利用を促進するため、これは条例改正になるかと思いますが、町民の割引制度を導入してはどうかということでもあります。そしてなおかつ、町内在住者については大人300円、町外者に対しては500円ということで、子供についてはそれぞれの半額というふうにしてはどうかという質問であります。まずはこれについてお伺いします。

それから（１）、（２）一括ということで答弁するような話がありましたので、（２）町内在住者の入浴割引券については、地区交流センターで販売してはどうかということで、あわせて（１）、（２）質問をいたしますので答弁をお願いします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お答えいたします。

（１）と（２）につきましては、関連性がありますので一括回答とさせていただきます。

わたり温泉鳥の海の一部再開は、再開を待ち望んでおりました多くの町民にとっても大変喜ばしいことであろうと思います。

再開に当たり、入浴料金につきましては、多くの方に入浴していただけますよう先般の6月定例議会において、従来の大人入浴料金800円を500円に引き下げる条例の改正を可決いただいているところであります。その際にも同様の質問があり、収益の減少は生じますが、より利用しやすい料金とし利用客をふやしていきたいとの考えでの料金設定にしたことは申し上げたところであります。

また、このご承認いただいた料金での営業をまだ再開していない状態であり、現時点では引き下げについては考えておりません。

したがって、地区交流センターでの販売についても現在は予定しておりません。以上でございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4番（小野一雄君） 残念ながら今のところは考えていないというようなことであります。

が、以前ですと例えば震災前の話になりますが、民宿利用者に対してたしか割引制度を導入して、交流人口、この辺のリピーター確保のために導入してきた経緯があるかと思いますが。亘理町内にも民宿が7月10日にオープンしたお店があり、この民宿さんでは、今のところ亘理町のほか何ら利用者に対しての割引云々はありませんという話でした、実は。したがってこれら民宿利用者、今はまだ数少ないんですが、実はこの前足を運んだら、きょう30名の宿泊があるんです、予約があるんですというようなことで、こういった方々に対して割引制度といたしますか、考えがあるのかどうか、お伺いします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） お答えしたいと思います。

今現在、まだ開業していません。正直言いまして、今回温泉だけでも再開することは、これは並大抵じゃないと思います。したがいまして、前にも申し述べたと思いますけれども、今回の場合はやはり営業を走りながらいろいろな方策を今後考えていくと。いろいろなほかの温泉以外の経営も含めましてということになりますけれども、まずはこれによってスタートを切らせていただきたいと、このように思うわけでございます。いろいろな議論については、いろいろな考え方があることは十分承知しているつもりでございます。

議 長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） まだまだスタートラインにも立たないということで、なかなか答弁も大変かと思います。走り出したらまたいろいろな問題が出てこようかと思いますが、そこで先ほど話した交流センターにおいてこういう券を販売したらどうかという趣旨は、やはり交流センター職員にも亘理町の温泉施設を利用するお客さんに、経営感覚といたしますか、やはりお客さんに対する意識、温泉利用客に対する意識高揚を私は図ってもらおうという狙いがあるんじゃないか。それから、例えば割引制度を導入した場合、いや私は町内、あなたは町外とか言って利用券の販売に対しての窓口の混雑とかそういった緩和策にもなるのではないかということで質問したわけですが、これはまた走り出してからいろいろなことで質問なり勉強していきたいと思います。

きのう、東京のほうから電話が来まして、わたり温泉島の海がある旅行業者のツアースケジュールに入っていましたという電話が来ました。といいますのは、クラ

ブツーリズムで11月の何かしらにボランティア活動を通じて、今東京のほうでお客さんを集めているそうです、ボランティア。それで、その亙理町に行ってボランティア活動をするんですけれども、どこに泊まるんですか、温泉は本当にどうなんですかという問い合わせがありました。当面は日帰り入浴のみですよという話をしておきました。ツアーの計画を聞いたら、泊まる場所は名取のルートインだと。往復新幹線利用、ツアー料金は4万6,000円だそうです。大分高いね。ボランティアで何するんだと聞いたら、吉田東部海岸のグリーン・ツーリズムのお手伝いを2時間ぐらいやると。帰りはわたり温泉鳥の海に入浴するんだというようなスケジュールの模様でありました。そういったことで、私は大変いいことだなと思っております。したがって、いろいろ各方面からも期待されている部分が十分にあるのかなというふうに思います。

そこで（3）番に移ります。利用客拡大のため、入湯税を廃止して、全体の入浴料金を引き下げてはどうかという、ここの1点について答弁をお願いします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 入湯税につきましては、地方税法第5条第4項において「鉱泉浴場所在の市町村は、目的税として、入湯税を課するものとする」となっており、税制上入湯税が義務づけられております。

新料金は、今までいただいております150円の入湯税を50円と引き下げての料金設定となっております。

前述でもお答えいたしましたとおり、さらなる料金の引き下げは経営にも支障を来すこととなることから、入湯税を廃止しての入浴料金の引き下げは難しいものと考えております。

これにつきましては、1点目、2点目のご質問でも回答いたしましたとおり、6月定例会にご提案申し上げ承認をいただきました入湯税を含めた入浴料金の内容ですので、その内容でまずは再開させていただきたいと考えております。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4番（小野一雄君） 入湯税については、今町長が答弁したとおりなんですね。税法上廃止できない。これちょっと私手違いがあったんですが、ちょっと再質問したいと思います。入湯税を免除する考えはあるかどうか。例えば、事例を申し上げますが、秋田県の由利本荘市内では9つの公営温泉施設があると。ここでは全て入湯税を廃

止したと。廃止をしたら、結果的には400円を100円下げて300円にした。そうしたら、利用客が10%伸びたというような報道がありました。中身をひもといってみせんと、なかなか消費税の値上げ、ガソリンの高騰、それから高齢者が多くなってなかなか温泉施設に単独で来られない、こういうような高齢化社会を迎えてなかなか大変。100円を下げたら、その分多くの家族、大人数で温泉に行くことができ大変好評だということがありました。

私は、当面の間免除をして、例えば1カ月間あたり温泉無料にしますよということで、思い切ったキャンペーンを張ってはどうかと思っています。この根拠は、東日本大震災で全国から多大なご支援をいただきました、亘理町へ。その方々に対する感謝とお礼のために、1カ月間くらいの入湯税を免除して、低料金で入浴してもらおうというようなことを考えてはいかがですか。まずこの件について、答弁をお願いします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お答えしたいと思います。

大変貴重な考えをお伺いしました。これについては今後に生かしたいと思えますけれども、まずは現状再開することだけで精いっぱいということを申し上げておきます。6月の議会の中でご議論していただきまして、議決させていただいたわけですから、まずもってこれでスタートさせていただければと。いろいろ今ある貴重なご意見、今後それらの意見は各方面から出るということは、我々も当然予測していますし、それに応えていこうということで現在考えています。したがって、今回はまずもって再開することに専念させていただきたいと、6月に議決させていただいた方針でやらせていただきたいと、このことを申し述べたいと思います。以上でございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） ちなみに平成22年度の入浴休憩料の決算額を見てみますと、約8,700万円なんですね、8,700万円。これの例えば12分の1、無料キャンペーンをやったとしても幾らかというのは大体この辺から、震災前の決算額でありますからおわかりかと思えます。ぜひ参考にして、ぜひその感謝の気持ちをやはり残していつて取り組みをお願いしたいと、このように思います。

（4）番に移ります。今後の運営形態について、民間への売却はあるのかという

ことではありますが、以後関係する議員もこの問題について質問しておりますので余り、簡潔に質問し簡潔な答弁をいただきたいと思っております。答弁をお願いします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お答えしたいと思います。今後の運営形態ということですね。

このたびのわたり温泉島の海の再開は、日帰り入浴のみでの一部再開であります。宿泊、レストラン等の運営につきましても、今後どのようにしていくべきか検討していかなければならない大きな課題でもあります。

これからの経営状況を的確に判断しながら、わたり温泉島の海運営委員会の意見はもとより、庁内におきましても検討委員会を立ち上げるなど、あるいはまた広く多くの方々の多角的な意見を取り入れながら検討する必要があると思っております。方向性等が見えた段階で議員の皆さんにもその都度報告したいと考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 関係する議員の質問もあるということで、自治体の温泉施設を売却した事例が、この前先日の新聞に載っておりました。山形県の戸沢村ですね。最上川沿いの温泉旅館を、これは新聞に出ておりましたから、滝沢屋という旅館を村では800万円で売却したと、こういう新聞報道がありました。どこに売却したのかと聞いてみると、蔵王温泉の高見屋旅館に売ったと。この内容は、言わずと知れたやはり自治体の経営の困窮と申しますか逼迫と申しますか、こういったことからだというような話を聞いております。

次に、大きな2番に移りたいと思っております。

亙理駅利用者の利便性向上策についてということで、これは午前中の同僚議員からも関連する質問がありましたので、なるべく簡潔に質問をしていきたいと思っております。

常磐線浜吉田駅以南が2017年開業予定であります。これによって、高齢者を含む多くの亙理駅利用者の増加が予測されるというふうに考えます。そして、以下の質問について町の考えを伺うわけですが、要は日本も超高齢化社会を迎えまして、65歳以上の高齢者数が3,800万人と言われております。そしてまた、これによって障害者数も7,440万3,000人と、高齢者数が3,186万人ということで訂正しますが、こういう時代を迎えると。高齢者については、4人に1人が65歳以上の人口構成にな

ってきたということで、なかなか当町としても、午前中の話でもありましたけれども、亘理駅を利用する人、ただ単に通勤、通学、買い物、ここではこれから申し上げますのは、バリアフリー法が関連しておるわけではありますが、わたり温泉島の海もオープンするよというふうになった場合に、やはり多くの方々が亘理駅を利用するであろうということで、（１）番目の亘理駅利用者の利便性向上策を図るためにエレベーターを設置するようＪＲに要請してはどうかということで質問いたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お答えいたします。

先ほど高野 進議員からの質問にも回答いたしましたように、亘理駅は高齢者の方々など多様な利用者があり、エレベーターの設置についても要望等行っております。

今後とも、亘理駅の改築にあわせ、利用者の利便性のため、エレベーターの設置につきましては、ＪＲ東日本旅客鉄道株式会社と引き続き協議してまいりたいと思います。以上でございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

４番（小野一雄君） そういう答えになるのかなと思います。ご案内のとおり、2017年度には浜吉田から以南、言うなれば駒ヶ嶺・浜吉田間というふうになっていましたね。常磐復興工事区の話によりますと、そういうふうに14.6キロになるそうであります、距離にして。それはどういうふうになるかといいますと、浜吉田から山下の中間にあります鷲足川までは盛り土で行って、あとはずっと高架で行くと。あと途中、山下を越えて坂元までの間は、あそこに戸花山といいますか、宮城病院の向かい東側に山が、小高い丘があるんですが、そこをトンネルを2つつくっているんですね。あとは高架橋で坂元駅に入る、こういう構想です。したがって、駅の構造は橋上駅、橋の上にホームが出ていますね、橋上に。駅舎はといいますと、下に出ます、駅舎は。高架下に駅舎を持ってくる。したがって、全ての駅にエレベーターが設置されます。いろいろな資料なり調べてみますとそのようになっております。坂元、山下にエレベーターがついて、亘理町は寂しいねと、私はなりやしないかなと、そういう面はあります。ただ単にこれはエレベーターは足の丈夫な人のためじゃなくて、健常者のためじゃなくて、高齢者とか障害者とか、そういう不自由な方々のためにつくるんだよということを踏まえながら、ぜひとも働きかけをお願いしたいな

というふうに思います。なかなか午前中の答弁を聞いておりますと、大変かなと思いますが、それで（２）番に移ります。

町単独事業としてエレベーターを、単独事業としてでも設置してはどうかという質問です。これは国のいろいろな支援制度があります。バリアフリー法の基本方針の改正とかあります。幸いにして1日の利用者数が3,000人以上の駅については平成32年度末までにエレベーターをつけなさい、バリアフリー化しなさい、スロープをつけなさい、こういうふうな国の指導方針が出ているんですね。したがって、その制度がなかなか難しい。いろいろ私も勉強してみたんですが。したがって、例えば4,000万円、5,000万円ぐらいだったら町単独事業としてJRに関係する会社に協議して、町で金出すからつけてくれと言ったほうが私は早いのではないのかなと。そのほうが町民のため、あるいは亘理駅を利用する方々のためにベストじゃないかなということでこういう質問をするわけでありまして。この点についていかがですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お答えいたします。

先ほど高野議員にも同じようなお答えをしたと思うんですけども、当面は駅舎の改築計画があるため、利用者にとって良好な施設となるようJR東日本と協議し、バリアフリー化を推進するためのエレベーター設置等への補助制度を活用してまいりたいと思いますし、駅の改築計画と同時に独自ということもあわせて考えたいと。特に議員さんがおっしゃるように、坂元、山下駅ということにもらみ合わせまして同様に考えたいと、並行して考えたいと、このことを申し添えたいと思います。以上でございます。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4番（小野一雄君） ぜひ前向きな考え方、取り組みをお願いしたいなというふうに思います。

（３）番に移ります。亘理駅下りホーム側にトイレの設置をJR側に要請してはどうかということではありますが、まずは答弁をお願いしたい。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お答えいたします。

この件につきましては、実は担当のほうと打ち合わせしたんですけども、担当のほうにちょっと資料がないということなんですけど、私の頭の中に資料があったも

のですから申し上げたいと思います。

というのは、私が副町長になってこの駅の外にトイレをつくりましたよね、結果的に。あのときは実は交渉に私が行ってまいりました。そのときのJR案は、下りホームの設置案だったんです。町のほうとしては外のほうにつけていただきたいと。外も絶対必要なんですと言ったら、JRとしてはじゃあ中をやめると、外のほうにしましょうと。こういったことで、実は外の設置になったわけでございます。あくまで、2つは絶対だめですよというのがJRのかたくなな考え方。私らの考え方はホームにつけますということは、当初そういうことでした。最終的には、結局は外のほうという今の形になった経緯があります。大変JRはガードがかたいということをおし上げておきます。以上です。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） なぜ2つはだめなのか。要するに私が思うのは、管理権の問題かなと。ホームに入ればこれは全部JR側の施設関係になりますよね。今はあれは町の財産ですね、町で管理していますね。ですから、普通の人を考えれば、JRはJRでいいんじゃないのというふうになるんですね。例えば、ホームに入ってしまうとなかなか出てこられないんですね、切符持っていると。ご案内のとおり。なかなか出て来られない。だからといって、中にあるから外の人、一般の人が自由に改札口に入ってトイレ貸してくださいというわけにもいかない。そこはやはり何といいますか、割り切って考えたほうが私はいいのかなと。私もいろいろ調べてみたんですが、ある人はこう言っていました。そうだなと。ただ、岩沼の事例と関連したんですが、当初はくみ取り式だった、管理面が大変だったということで、岩沼の中ホームといいますが真ん中にトイレもあったんですが、それはやはり管理面、くみ取りの関係からそれは廃止せざるを得ないんだという話がありました。それで亘理もそうだったのかなという、私自分なりに言い聞かせたんですが、今水洗化になって下水道も完備されております。もう一つは、このバリアフリーの基本方針の中にあるんですね、障害者の利用のためにも、駅舎内のトイレを整備しなさいと、こういう方針があります。この辺の勉強をしていただいて、ぜひ設置する方向で検討してみてもどうですか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 当時のことをもう少し付け加えさせていただきます。

J R側の返答、交渉の中で、J Rはあくまでホームの中につけるのがJ R案ですと。私のほうは、いや、外にもしてくださいと。亘理の人は、あのホームに入る前に、比較的早い時間、年配の方も多いですから、比較的時間の余裕をとって参ります。外のトイレは必ず利用して電車に乗るといふ、そういう心構えのいい人がおります。だから、いやそういう亘理町であれば中は必要ないですねというのがJ Rの考え方です。

J Rは、民営化後非常にシビアになりました。水戸管理局に私も町長の代理で何度か副町長時代参りました。答えはこうなんです。我々は民間会社でございます。自己責任があります。したがって、経営に余り好ましくないこと、いわゆるよく出されるのが営業係数というのかな、出されますけれども、そういった返答が非常に多いんですね。ですから、この間このトイレ設置に至る経過も非常にJ Rとしてはシビアな答えで、あの結果になっているわけです。ただ、おっしゃるように、当然やはり私も電車に乗ることもたびたびありますから、中の必要性は痛感しております。これは引き続き、お願いしていきたいと思います。そしてまた、今回高野議員さん初め、J R関係の要望があったわけですが、J Rについては今言いましたように民間になりまして、前の公共性といいますか、よりも民間的な考え方が非常に強くて、なかなか抵抗があるなというのは私も感じております。ただ、浜吉田の駅の場合は、そういった件もありまして、前の里見支社長さん、これはJ Rの先輩をお願いして町長が会った経緯があり、そういったこともありました。浜吉田駅は早期に開通しました。それから、今度の支社長さんにつきましても、約10日ほど前、一橋大学ですかね、あの方は出身だつて伺ったものですから、その縁故を通じましてお会いしてまいりました。亘理町のことについて篤とお願いしてまいりました。その際、企画部長が同席しております。我々の事務レベルでのいろいろな交渉とお願い事は企画部でございます。したがって、企画部の部長も支社長に同行して、亘理のことについて話を聞いていただきました。企画部については、常磐会ってたしかかつてリーダーだった方々の団体があるようですけれども、その方を通じまして亘理のことについてはよろしくということで、再度お願いしています。ということで、我々としては通常のいろいろなJ Rとの交渉事につきましては、企画部通してやっています。議員さんをお願いしたいんですけれども、議員さんもJ RのOBでございますから、今まで培った人脈をひとつ存分に出していただきまし

て、亙理町によろしくということでひとつ応援していただければ大変助かります。
お願いします。

議長（安細隆之君） 小野一雄議員。

4 番（小野一雄君） 最後の言葉は別にして、なかなか、亙理駅の今度駅長さんがいなくなっただけですね、業務改善で。要するに行革ですね。亙理駅は駅長さん不在の駅になりました、残念ながら。それでその管理駅は岩沼駅になります。あそこの社員は出向者になります。JRから出向した東北総合サービスの出向者ということになっております。ただ、お客さんに対するサービス精神は以前と変わらないというように聞いておりますので、これを申し上げまして私の質問を終わります。

議長（安細隆之君） これをもって小野一雄議員の質問を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は2時20分といたします。休憩。

午後 2時13分 休憩

午後 2時20分 再開

議長（安細隆之君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、14番。佐藤アヤ議員、登壇。

〔14番 佐藤アヤ君 登壇〕

14番（佐藤アヤ君） 14番、佐藤アヤです。

私は2点について質問いたします。

第1点目が、子供の貧困対策についてであります。

まず、子供の貧困という部分で、ちょっと説明をさせていただきます。子供の貧困率は、平均的な所得の半分を下回る家庭で暮らす18歳未満の子供の割合をいいます。2012年度時点で16.3%と、過去最悪を更新しております。子供の約6人に1人は国民の標準的所得の半分に満たない世帯で暮らしているということになります。そこで、国では昨年6月に子どもの貧困対策の推進に関する法律が成立し、本年1月から施行されました。法律の基本理念は、子供等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのない社会を実現することを掲げています。今後、本町においても子供の貧困対策に取り組む必要があると考えますが、4点について伺います。

まず1点目、本町では子供の貧困問題についてどのように認識されておりますか。

また、18歳未満の子供の貧困の実態はいかがですか。ご答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 佐藤議員にお答えいたします。

厚生労働省が実施した国民生活基礎調査の発表では、子供の貧困率が2012年の時点で16.3%と過去最高を更新し、子供の6人に1人が貧困という数値であります。また、ひとり親世帯における貧困率も50%を超えており、最も憂慮すべき事態となっていると認識しております。

子供の貧困は、当事者から声が上がりにくく見えない問題と言われており、貧困の世代間連鎖が進んでいることを踏まえて、子どもの貧困対策法が成立しております。

本町における18歳未満の子供のいる世帯の貧困の実態は余り把握できていないのが現状ですが、福祉サイドでの状況としては、保育所に通う子供478世帯のうち、保育料の階層が1または2、いわゆる生活保護世帯、それから住民税非課税世帯、この世帯が50世帯で全体の10.4%、生活保護世帯については100世帯のうち18歳未満の子供がいる世帯は12世帯となっております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 子供の貧困と言われてもすぐにイメージは浮かばないと思います。生活保護世帯の著しい増加の問題などは、テレビ等でクローズアップされておりますが、一昔前までは日本は1億総中流と言われて、貧困という概念は遠い昔のものでした。周りを見渡せば、ほとんどの子供たちが携帯を持っていたり、ゲーム機を持っており、本当に困っているのか実感が湧かないと感ずる人がほとんどだと思います。しかし、現在では平均的な所得の半額に満たない額しか収入のない世帯で暮らす子供が日本では300万人以上もいると言われております。その中には、十分な栄養をとるための食事をとれなかったり、清潔さを保つための入浴や衣服の購入も厳しい状況に子供たちがいると言われております。国際的に見ても日本の子供の貧困率は、先進国の中でもかなり厳しい状況にあるようです。子供の貧困を放置することは、将来の活力を衰退させることにつながります。本町として早い段階に、適切な手を打つべきと考えますが、町の考えはいかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 福祉課長のほうからお答えいたします。

議 長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） ただいま町長のほうで答弁しましたとおり、本当に16.3%ということで最悪の事態ということで認識しておりますし、これまでも本町におきましては、議員さんのその後の質問にも町のほうの対応ということではありますが、ひとり親家庭含めて、いろいろそういった支援策について行っておりますので、その点を踏まえながら今回の数字も踏まえながら、今後取り組んでいきたいと思っております。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 先ほど町長も言われたように、本当に子供の貧困の実態は見えにくく捉えづらいと言われております。でもこの貧困対策に取り組むためには、実態を把握して適切な施策を推進するということが大事なことだと思いますけれども、学校や福祉課などで連携をとりながら取り組んでいく考えはあるのでしょうか。例えば今後アンケート調査をすとかというような、そういう考えは持っているのでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

議 長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 教育機関との連携等はこれまでも行っておりますし、今後必要であればアンケート調査なりも検討はしたいと思っておりますが、いろいろな保育所の実態とかを含めて、子供の虐待ケース、そういった内容から踏まえていろいろとそういった世帯の把握に努めていきたいとは思っております。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） それでは、町の主要な施策の成果の報告を見ると、母子福祉対策として援護を必要とする母子世帯に対して生活資金や教育資金などの貸し付けを行っていたり、また児童福祉事業の中で児童委員の方が担当地区で保護の必要な児童や母子家庭を見つけて適切な処遇が受けられるように努めていたり、また医療費の助成も母子、父子家庭に対して一部助成をしていたりという、教育委員会においても小・中学校で就学困難な児童・生徒に対して援助の行いをしていたり、いろいろな施策をしておりますけれども、こういうことを困ってらっしゃる方にしっかりと周知をしていくということが大事なことだと思いますけれども、この周知の方法はどのような方法で周知されていますでしょうか。

議 長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） まず、ひとり親の家庭につきましては、ご存じのように児童扶養手当の現況届、年1回ございます。そういった場合に、県のほうで出しているひとり親家庭支援ほっとブックという冊子もありますので、こういった情報を流すとともに、あと窓口的に住民の届け出の関係でやむなく離婚されとか死別したとかいうことでひとり親になられる家庭につきましては、児童扶養手当のご案内ということで窓口のほうで説明しながらいろいろ対策を進めております。また、教育委員会でも多分就学援助の関係でもいろいろとご相談に乗って対応しているところがございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 町でもいろいろ支援しているということは私もわかっておりますけれども、例えば母子手当というか、シングルマザーに対していろいろな手当金とか助成金をやっているというようなこともありますよね。例えば児童手当、児童扶養手当、それから児童育成手当、特別児童扶養手当とか、あと亡くなった方に対しては遺族年金とか、あと母子家庭、父子家庭の住宅手当、生活保護、ひとり親扶養等の医療制度の助成とか、あと乳幼児や義務教育就学児の医療費の窓口の助成とか、いろいろありますけれども、結構母子、父子家庭の方たちはこういう手当とか助成のことを本当にわからないと思います。役場の窓口に来て離婚の受付に来たとしても、そのときにいろいろなお話って、自分がいっぱいのような状況の中で窓口に行ったらしゃると思いますので、ぜひ今の16.3%というのは、次の質問にちょっと重なるかもしれませんが、母子家庭、父子家庭、ひとり親世帯の方たちが割合的には物すごい多い状況になっておりますので、ぜひこういう方に対してもうちょっと周知もそうですけれども、相談の窓口を今後設けていくべきではないかと考えますが、その点についていかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 窓口的には、定例的な相談は県のほうでやっておりますし、あと個別に対応させていただくということで考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） ぜひなかなか相談しにくい、そういうことだと思います。町の窓口に来られる方は、もうぎりぎりになってから来られる方が私は多いのかなと思います。そこに行く前にぜひ相談をしやすいような、そういう窓口対応というか、パ

ンフレットをお渡しするだけではなくて、何かがあったらこの窓口でやっていますからねというそういう窓口対応を、今後ぜひやっていただきたいと思います。そのほかにも母子家庭の方に対しては、免除もあるんですよね。所得税、住民税の減免とか、国民年金とか、国民健康保険の減免とか、あと私が思ったのは、JRの通勤乗車券、定期乗車券も3割引だったりするんですよね。ぜひ本当に生活に密着している部分に対しては、いち早くいろいろな情報を知らせてあげるべきかなと思いますので、そこら辺よろしくお願ひしたいと思います。多分、この子供の貧困対策については8月29日に大綱が決まったばかりなので、町としてもいろいろ対応が大変だと私は思っておりますので、ぜひこの16.3%、6人に1人がそのような状況にあるということをぜひわかっていただきたいと思います。

それでは2点目に入ります。ひとり親など、大人1人で子供を育てている世帯の貧困率は、これは54.6%であると厚生労働省で発表しております。特に貧困率が高い母子家庭への支援について、町はどのように取り組んでおりますか。ご答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お答えいたします。

ライフプランも多様化し、シングルで子育てをしている方、特に女性が増加しているようですが、国民生活基礎調査でも発表しているとおり、母子家庭の8割以上が「生活が苦しい」と答えており、「大変苦しい」と訴える母子世帯は半数近くの49.5%にも上っております。

さまざまな事情によりひとり親世帯になった場合について、各種助成金や手当などの制度を有効活用することは、生活を維持する上ではとても重要なことでございます。

本町においては、国の制度にのっとり、児童手当の支給や児童扶養手当の制度周知、申請受け付けを初め、母子・父子家庭医療費の助成、小・中学校就学援助の給付、母子・寡婦福祉対策資金貸付などの支援を行い、場合によっては生活保護申請につなげるなど、世帯の状況に応じて支援を行っております。

また、ひとり親家庭の厳しい経済状況等を踏まえ、資格取得やキャリアアップのための講習会等の情報を提供するとともに、仕事と子育てが両立できるよう保育所入所に際して、優遇措置を講じる等の対応もしております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） まず、亶理町には母子家庭は何世帯いらっしゃいますか。ご答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 母子世帯数総数ではなくて、つかんでいる数字が私のほうでは、児童扶養手当の受給世帯ということで一応320世帯ぐらいが児童扶養手当、要するに父子も入るんですけれども、ひとり親の給付の関係で受け取っている方は以上の数字でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 先ほど町長が答弁してくださいましたように、母子家庭の84.8%の方が生活が大変苦しいという、そういう回答をしているという発表をしております。ぜひ亶理町のこの320世帯というのは、大体1万世帯でいいますと約3%に当たります。その方たちが本当に今厳しい生活をしているという、そういう認識を持っていただきたいと思えますけれども、この点いかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 認識はしております。三百幾つということで例年数を捉えてございますが、その中でやむなく別れた、そういった死別したということでいろいろ家庭の事情がありますが、先ほど申し上げましたように県のほうでの冊子や、それから県のほうでやっているひとり親の巡回相談、それから就労のための無料相談等もいろいろ情報がありますので、そちらを周知しながら対応を進めておるところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 今お話を聞いていますと、県で出しているものを渡しているというお話でしたけれども、ぜひ町としてのその対策を今後しっかり立てていかなくちやならないのかなと私の中で思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

（3）に入ります。この法律で規定されている教育支援は、子供の貧困対策の重要な柱の1つであります。今後、低所得者や生活保護世帯の児童・生徒への自立支援の一環として、大学生ボランティアなどによる教育支援を行ってはどうか。ご答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 児童・生徒教育関係ですので、教育長より答弁いたします。

議 長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それではお答えいたします。

子供の貧困対策といたしまして、教育委員会といたしましては、亘理町児童生徒就学援助要綱に基づきまして、経済的理由によって就学が困難な児童・生徒の保護者に対しまして援助を行っております。

支給の対象は生活保護法に規定する要保護者及びこれに準ずる者、準要保護者というふうになっておりますけれども、それと同時に町民税の非課税者、児童扶養手当の支給を受けている者などが該当しております。

援助の内容につきましては、学用品及び通学用品費、これについては定額でございます。それから校外活動費、遠足あるいは社会科の見学等でございますけれども、これは実費で上限はございます。それから修学旅行費、これについては実費でございます。それから学校給食費、これについても実費でございます。それから医療費、学校健康診断で見つかった虫歯に限定されておりますけれども、これも実費で治療費を補助しております。

次に、大学生のボランティアなどによる教育支援についてでありますけれども、こういうご質問ですのでお答えいたします。今年度、教育委員会といたしまして、学び支援コーディネーター等配置事業、これは県の委託事業ですけれども、今年度これに応募というかこれを活用して実施しております。内容といたしましては、小・中学生の自主学習の支援として夏休みに各小学校、中学校で行いました。大学生のボランティア27名においでいただきまして、児童・生徒の自主学習を支援していただいたということでございます。これに宇都宮大学を含めると四十何名になるんですけれども、宇都宮大学生も17名来ております。これは逢隈小学校だけに来ているんですけれどもこれは17名来ておりますので、ほかの小・中学校は27名の大学生のボランティアに協力していただいたと。自主学習に参加した児童・生徒数延べ1,164人、子供たちが夏休みに自主学習に参加しております。

こういうことを踏まえて、2学期以降も荒浜小学校と長瀨小学校の児童を対象に放課後学習支援ということ。これはまだまだスクールバスを使っているものですから、スクールバスの空き時間といいますか発車するまでの間、30分、1時間あるわけでございますので、そういう子供だけじゃなく、学区内に住んでいる在籍してい

る児童に対しても参加していただいて、4人の学生ボランティアに協力していただいております。この事業は相談員という方もいらっしゃいます。相談員は、退職校長さん約10名に協力していただいておりますし、あるいは子育てサポーターとかそういうことで総勢17名の方が相談員ということで、子供たちの学習支援、大学生と一緒に支援をしていただいているということでございます。したがって、この制度をうまく活用して、今後も大学生ボランティアを有効に活用していきたいものだ。もし希望があればほかの小学校にも広げていきたいというふうには考えております。

また、子供の貧困対策法につきましては、国が8月に大綱を策定しました。県がその大綱を勘案して計画策定に努めるというふうになっております。本町の支援につきましては、今後の国の大綱、あるいは県の計画策定内容を十分踏まえて、福祉関係機関などと検討して、教育委員会としては今そういう考えでおるところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 9月3日のNHKの朝のニュース番組で、「生活支援 子供の貧困対策」という特集を放送しておりました。その放送の中心となったのが、貧困対策に無料学習塾というのがありまして、埼玉県が生活保護の世帯の中学生、高校生を対象に開いている無料学習教室でした。これは4年前から始まっているようですが、24の教室に600人余りが通っているということです。学習支援員と呼ばれる教員の経験者や学生ボランティアが、1対1で習熟度に合わせて指導しているということでした。ここで学んだ中学生の98%が高校に進学しているという、そういう話をされておりました。また、横浜市の保土ヶ谷のほうでも、ビルの一室を借りて生活保護世帯の中学生を対象に、無料で学習塾「はばたき教室」というのを開いているということです。生活保護世帯の子供は、一般世帯の高校進学率が98.6%となっておりますけれども、生活保護世帯の子供さんの高校進学率は90.8%ということで低くなっており、学校での取り組みだけではなかなか高校進学という部分でもハードルが高い子供さんもいらっしゃるのかなと思います。そういう中で、やはり町として経済的な理由で塾に通えなくて学校に行けないとか、そういうことのないような体制を、例えば本当に教員のOBの方とか大学生というのは、そういう中で何か学校外でのそういう学習支援を今後子供の貧困対策の一環としてこれはやって

いくべきなのかなと考えますが、もう一度ご答弁お願いします。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 貧困というか、そういう子供に特化したといとなかなかプライバシーもあるものですから、やはりこの今現在行っている全ての子供に対して学習支援というものを夏休みもやったわけでございます。今現在、9月1日から荒浜小学校と長瀬小学校の子供を対象に自主学習支援という形でやっているわけです。したがって、これはあくまでも低所得者の子供対象ではございません。オープンの形で自主勉強をしたいというふうな子供を対象にして支援を行っているものですので、本町といたしましては、こういうふうな形態でやっていきたいというふうに思っているところでございます。以上です。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） ぜひ毎年というか今年度だけでなくしっかりと、低所得者、生活保護の方ははっきり言って塾に通えませんので、そういう子供さんたちにより声をかけていただきながら、高校進学、やはり学校に行かないと、生活がやっとのこの家庭では子供の教育に本当に十分にお金をかけることができずに、その子供の学習や進学に対して影響が及びます。そのことによって社会に出ても有利な職につくことができずにやはり貧困の状態に陥るとい貧困の連鎖につながると言われておりますので、町としてもしっかりとこの子供さんたちの高校進学までしっかりと見届けていってあげることが大事なのかなと思いますので、こういう学びのコーディネーター等をしっかりと活用しながらやっていただきたいと思います。

それでは4点目に入ります。家庭環境などの問題を抱えた児童・生徒に適切な支援を行うことのできる体制づくりが必要ではないかと考えますが、この点ご答弁お願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お答えいたします。

ご承知のように、子供の虐待問題については、こども未来ネットワーク協議会の専門部会においてその対応を関係機関で協議し、子供が健やかに成長できるよう学校や主任児童委員、児童相談所、さらには警察などと連携して支援しております。

このこども未来ネットワーク協議会の委員は、児童福祉、保健医療、警察、教育、行政そして住民団体関係などで構成されており、協議会は子供の虐待及びその防止

や子供の非行及び不登校問題、子育て環境問題などの支援体制の整備及び関係機関との連絡調整を行うものでありますので、今後協議会において検討してまいりたいと思います。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 8月29日に出された大綱の中に、貧困の連鎖を断ち切るためのプラットフォームとして学校を位置づけ、総合的な子供の貧困対策を展開するとありました。学校を窓口として、貧困家庭の子供等を早期の段階で生活支援や福祉制度につなげていくことのできるよう、地方公共団体へのスクールソーシャルワーカーの配置を推進し、必要な学校において活用できる体制を構築するというふうに書いてあります。町内の学校に勤務していらっしゃる先生方、間違いなくこの子供の貧困について認識はあると思いますけれども、再度教育長のほうから本町の学校に勤務されている先生方に、子供の貧困についてしっかりと理解を深めていただきたいと思いますけれども、この点いかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 先ほどもお答えいたしましたけれども、要保護、準要保護、これは昨年のデータでございますけれども、小学生が151名、中学生が105名おります。今年度は若干ふえていると思いますけれども、そういう中で各学校ではこの実態は確実に把握しておりますので、先生方はそういう家庭状況を踏まえて教育活動を展開しているし、そういう世帯への対応策も工夫しながらやっているというふうな状況でございます。以上です。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） この大綱の中に、地方公共団体は子供の貧困対策についての検討の場が設けられるよう、また地域の実情を踏まえた子供の貧困対策について計画が策定されるよう働きかけていくということにしておりますけれども、まだ大綱が発表されたばかりですので、先ほど町長が言われたように、各関係機関とのこれからの話し合いになると思いますけれども、しっかりと本町で生活している子供たちが前を向いて、希望を持って生活し勉強できるような環境をつくっていかなくちゃならないと思います。

最後になりますけれども、「日本の将来を担う子供たちは国の一番の宝である。貧困は、子供たちの生活や成長に様々な影響を及ぼすが、その責任は子供たちには

ない。子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、また、貧困が世代を超えて連鎖することがないよう、必要な環境整備と教育の機会均等を図る子供の貧困対策は極めて重要である。そうした子供の貧困対策の意義を踏まえ、全ての子供たちが夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指し、子供の貧困対策を総合的に推進するため」に策定したというふうに書いてあります。ぜひ本町においても、全ての子供たちがどんな環境にあっても未来に向かって夢や希望を持って元気に成長していけるまちづくりを強力に推進していくべきだと訴えて、次の質問に入ります。

それでは、ふるさと納税について質問いたします。

ふるさと納税とは、今まで自分を育ててくれたふるさとなどに寄附をしていただき、ふるさとに貢献したいという気持ちを実現しようとするものです。この制度は、2008年から始まっており、寄附金の使い道、お礼の品などを贈るかどうかは各自治体に任されております。都道府県が2013年度に受け付けたふるさと納税は4万5,292件、総額12億6,167万円と発表されております。件数は前年度の2.8倍、総額は6%、7,253万円増加しております。テレビや雑誌等でお礼の特産品がもらえると紹介され、知名度が高まったためと見られております。このようなことから、最近自分のふるさとへ寄附をするというよりも、魅力のある自治体へ寄附をする傾向が強くなっております。積極的に取り組んでいる自治体とそうでない自治体とでは、かなり寄附金額に格差が生じております。そこで3点について質問いたします。

第1点目、現在本町のふるさと納税の寄附金の件数と総額についてお伺いいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） お答えいたします。

この制度は、佐藤議員が初めにお話しいたしましたように名称はふるさと納税となっておりますが、自分のふるさとに寄附をすることでふるさとに貢献するというもので、平成20年度に始まった制度であります。亶理町におけるこれまでの件数と金額について申し上げます。平成20年度は12件、金額268万8,000円です。平成21年度は13件、485万円でございます。平成22年度は13件、314万円でございます。平成23年度は74件、593万7,596円でございます。平成24年度は61件、521万2,000円でございます。そして平成25年度は83件、465万9,709円となっております。

以上、平成25年度末における総件数につきましては256件、総額は2,648万7,305円となっておるところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 本当に寄附をしていただきました全国の皆さんに心よりまず御礼を申し上げます。ふるさと納税の大きな魅力は、それぞれの自治体が寄附のお礼として地域の特産品を贈呈していることです。本町ではどのような形でお礼をしていらっしゃるでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 本町の場合は、贈答品として、1万円以上の寄附に対しては1,700円相当の記念品を贈呈しております。ジャムでございますね、イチゴジャム。これをお返しというかおあげしています。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 今後本町も人口減少、そしてそれに伴って町税の減少も進んでくると思います。財源確保という意味においても、ふるさと納税は本町でもしっかり取り組んでいく必要があると考えます。

例えば天童市では、1万円をふるさと納税した人には特産品佐藤錦、何か5,000円相当だというように書いてありました、を御礼として贈呈しております。結果、4カ月で申し込み金額が1億円を突破したと発表しております。そして1万円以上の納税者の方には、名前などを彫った将棋の駒のストラップをプレゼントしているということで、将棋のまち天童らしい趣向も受けて、市のアピールにもつながっているようです。あと北海道の上士幌町、ここは人口4,972人の本当にちっちゃい町ですけれども、2013年度ふるさと納税の金額が2億4,000万円になり、前年度から15倍急増しております。1万円以上の納付を対象にした地元産の和牛などの特典が話題となり、東京や大阪など大都市に住む人からの寄附が爆発的にふえたようです。またおもしろいんですね、今年度からはふるさと納税50万円以上を対象に熱気球の体験搭乗を特典に加えており、寄附が入るお金とはちょっと採算は合わないようですけれども、上士幌町の文化を伝えたいというそういう狙いを込めての特典を行っているようです。申し込みも既にあり、8月3日には第1号の熱気球の体験搭乗が行われたようです。

本町でもこれまでも、きょうの質問の中でも鳥の海温泉というすばらしい温泉が

あります。今後鳥の海温泉の利用券とかはらこ飯とか、東北第2位のシュンギクですか、そういうものを盛り込んで鍋物セットとか、イチゴとかリンゴとかもいっぱいあると思いますので、この企画財政課、農林水産課、商工観光課、あと商工会とも連携をしながら、何か町独自のものを取り組む考えはありませんか。いかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） ふるさと納税制度は、今まで自分を育んでくれたふるさとに寄附をすることで、ふるさとに貢献したいという気持ちを実現するために制度化されたものであります。しかしながら、実際に生まれ育ったまち以外にも寄附をすることは可能であることから、寄附を受ける自治体側も、今おっしゃっていましたように贈答品を高額化し他自治体と差別化を図ることで、ふるさと納税の実績を上げようとしているところが多く見られ、寄附者側もよりよいものを贈答品として提供している自治体を選んで寄附する方も出てきている状況であります。そういう面では、本来の趣旨と違った形でふるさと納税制度が普及している状況になってきているところでもあります。今後において、この贈答品を餌にしたふるさと納税の獲得競争が過熱していくのは、本来のふるさと納税の趣旨からも逸脱したものであることから、近隣の状況を見据えながら、ふるさと納税について検討していく必要があると思っております。

そういった中で、ただいま議員さんからご提案がありました、亘理町の特性を生かした、現在はイチゴジャムということでございますけれども、おっしゃっていただいたわたり温泉鳥の海もございます。亘理町はあえて今申しませんがほかの地域に比べて相当大きないろいろなところがあります。いい品々もあります。これらを十分検討して亘理町の特徴を出していきたいと、このように思います。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） ふるさと納税、ちょっと逸脱しているというお話ありましたけれども、そのことについては後でお話しさせていただきたいと思っております。結構新聞によくふるさと納税について載っております。最近では石巻市ですね。ふるさと納税寄附者に対して特典の贈呈、5,000円以上から10万円以上までの5段階を設けたんだそうです。そして金額の30%から40%相当の特産品を贈るとしております。市は特産品のPRの機会をふやして、商品の浸透や販路の拡大を期待していると言っ

ております。そして特産品との新たな出会いが生まれて、寄附者の購入につながるのではないかと考えております。そして石巻の魅力を多くの人に知ってもらいたいというふうに新聞に載ってございましたけれども、本町も東日本大震災で大きな被害を受けましたけれども、やはりふるさと納税を通して町民が元気になるような、そういう取り組みが必要かと考えますが、いかがでしょうか。ご答弁お願いいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） 石巻の事例もお出しになったわけですが、先ほど申し上げましたとおり、石巻よりも亙理町のほうがむしろいろいろな面ですぐれたものがあるというふうに自負しておりますから、これは今後皆さんと検討した中で考案していきたいと。ふるさと納税によって歳入をふやしていくということは、極めて有効なことであるというふうにも認識しております。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

1 4 番（佐藤アヤ君） では（2）に入ります。寄附金はどのように使われておりますか。ご答弁お願いいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） お答えいたします。

ふるさと納税の寄附金につきましては、寄附者からの申請に基づき受理いたします。その申請書には何の目的で寄附金を使用すべきかのメニューを掲示しております。メニューとしては、第4次亙理町総合発展計画の5本の柱であります、まず1番目として町民と築く「地域協働のまちづくり」、2点目として安全で利便性の高い「快適環境のまちづくり」、3点目として安心して生涯を託せる「保健福祉のまちづくり」、4点目といたしまして心豊かに触れ合う「教育・文化のまちづくり」、そして5点目といたしまして活力あふれる「産業拠点のまちづくり」のほか、それ以外の場合については、6番目の項目にその他として具体的に何に活用してほしいのかを記載していただくようになっております。このようなことから、それぞれの使い道を本人の希望により記載していただきますので、採納した寄附金については申請者の意思に基づいて使い道を決定し予算化した上で使用目的の事業に充当している状況であります。最近の傾向としては、震災復興のため使用してほしいというものが増加しております。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

1 4 番（佐藤アヤ君） 町長が今申されたメニューとして示されているのは、ホームページに載っております。でも県外の方とか町外の方ですかね、亘理のことは余り知らないと思いますけれども、例えばもうちょっと具体的に、震災で鳥の海温泉が大きな被害をこうむったと、10月より入浴のみが開始されますけれども、今後宿泊施設になれるようにとか、あと学校の図書室の充実を図るためにとか、公園の遊具の整備とか具体的なメニュー、形が見えるような、今後メニューをつくって設けていくとまたふるさと納税を考えていらっしゃる方は心がまた向いてくださるのかなと思いますけれども、このメニューについて見直すというような、見直すというか今のメニュープラスもうちょっと形の見えるメニューを加えたらどうかなと思いますけれども、この点についていかがでしょうか。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） ただいま冒頭に申されました、わたり温泉鳥の海の入浴再開、この件につきましては、実はこの議会の始まる前の商工観光課との話の中で実は話題に出まして、それも検討事項ということで早急にもう実行したいというような話まではお話し合いを商工観光課とはしております。例えばでございますけれども、そういったさまざまなことがありますから、ご期待いただきたいと思います。

議 長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

1 4 番（佐藤アヤ君） 前、述べたようにこの施策や事業の実現をアピールし、寄附による協力を求める自治体が結構あるんです。静岡県の掛川市というところでは、JR掛川駅の耐震化工事のため鉄筋コンクリートづくりで建てかえようと予定されていたんですけれども、新幹線で唯一の木造駅舎を残そうという地元の皆さんの声によって2010年から寄附を募集して、目標額を大きく上回って、そして工事費の一部に充てて、特徴的な三角屋根の木造の外壁の駅をつくったというふうに載っております。ぜひメニューが見えるというのはまた納税された方の喜びにもつながると思いますので、しっかりとそういう町の具体的な形の見えるふるさと納税のメニューのスタートもあると思いますので、よろしく願いしたいと思います。

では、3点目に入ります。ふるさと納税に対し、本町ではどのようなPRを行っておりますか。ご答弁お願いいたします。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） お答えいたします。

本町の公式ホームページのトップページの目立つ位置に、ふるさと納税に関する大きめのカテゴリー表示を行い検索しやすくすることでふるさと納税制度等について周知を図っているほか、亶理町出身者で構成され首都圏で毎年開催される亶理・山元会、荒浜会、東京伊達会などの席上において、亶理町のふるさと納税についてPRを図っております。今後もそういった席上や他の場所でもPRできる機会があれば、積極的に亶理町のよさをPRし、ふるさと納税制度の周知を図っていきたいと考えているところであります。以上でございます。

議 長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 今ふるさと納税を紹介する民間のサイトで、特典の人気ランキングが毎月発表されています。多くの人たちは、このネットを見てふるさと納税をするか決めているようです。また石巻のほうに戻りますけれども、またお話しさせていただきませうけれども、石巻市はふるさと納税を郵送やファクスなど従来の申し込み方法に加えて、インターネットのふるさと納税専用サイトの利用とクレジット決済サービスの導入で、利便性も向上させ手軽に寄附ができるような取り組みを整えたと新聞に掲載してありました。本町でもふるさと納税に力を入れていくなれば、ホームページ上で申し込みやクレジット決済ができるような改善も今後必要かと考えますが、これはPRの効果抜群だと思います。ぜひそういう体制を町として考えていく必要があると考えますが、いかがでしょうか。

議 長（安細隆之君） 町長。

町 長（齋藤 貞君） この件につきましても、担当課のほうでいろいろと検討している状況でございます。課長のほうから答弁させます。

議 長（安細隆之君） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田充彦君） 最初亶理町のホームページのトップページにありますふるさと納税の欄でございますが、これについて1日平均20件クリックされております。ということで、ほかの町村、他県と比べますと多いというふう聞いております。それから企画財政課が窓口になりますが、ふるさと納税される方については、中には物はいらぬからふるさと納税のお金は町のために使ってくださいという方もいらっしゃいます。ですから、いわゆる物がいいだけでも必要かもしれませんけれども、そういうふうにお金を町のほうに使ってくれというファンもいるのが事実でございます。

ます。それから先ほど町長のほうからも話がありましたイチゴジャム、これについてもほかの市町村でもイチゴジャムやっているところがあります。どこの市町村を見ましても、大体が農産物が多いような状況でありまして、ゆえに製品の、言い方が悪いですが、お徳度を競争してもいいかもしれないんですが、そのイチゴ、イチゴジャムのイチゴがどういうところで使われたとかそういうような、ホームページ上でも結構なんですけれども、町に関しての情報を今後ともPRしながらいわゆる亘理町のファンになってもらう、リピーターをふやすような施策を今後考えていきたいと思えます。

資金調達、いわゆる財源の拡充の目的もこれも非常に重要なことではありますが、もう一つのふるさと納税の目的につきましても、ふるさと納税をする先の亘理町、これを知ってもらうことでマーケティングのツール、自治体のビジネスチャンスということでも捉えるべきだと考えておりますので、今後町長が答弁したように、ふるさと納税についてさらに改善する余地はあるのかなということで考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤アヤ議員。

14番（佐藤アヤ君） 本当にふるさと納税をしてくださった方には、お礼としての特産物とともに亘理の応援団という本当に感謝の思い、でもその思いをやはり形にすることで何度も応援して下さると思えます。他町でやっていないような町独自の感謝の気持ちを寄附をして下さっている方々に伝わるような取り組みを、本町として新たに企画をして推進していただければと思えます。いろいろな本当に町独自という部分でおもしろいなと思ったのが1つありますので、紹介させていただきます。

一日町長体験できますという、これは山形県真室川町です。ことし1月です。100万円以上の寄附の方に対しては、お礼に町長体験を用意しておりますというものもあるんですね。本当に希望者はまだいないようではございますけれども、PR効果は大きいと言われております。それとともに特産品の注文が相次いでいるという報告もされておりますので、やはり町独自で町をどれだけアピール、PRするかというのは皆さんがぜひ力を合わせてやっていただきたいと思えます。

最後になりますけれども、9月6日の河北新報に、宮城県でも9月の一般会計の補正予算にふるさと納税に対して県産品を贈呈するために、補正予算100万円を計上したというふうに載っておりました。また、国のほうでは、地域活性化を最重点

課題に位置づけ、ふるさと納税を積極的に活用する考えも示しております。ふるさと納税がもたらす地域活性化の効果を踏まえ、政府は控除される上限額の引き上げや確定申告手続の簡素化についても来年度の実施を検討しているということです。本町でもぜひ力を入れてふるさと納税を推進していただきたいと申し上げ、質問を終わります。

議長（安細隆之君） これをもって佐藤アヤ議員の質問を終結いたします。

次に、5番。佐藤正司議員、登壇。

〔5番 佐藤正司君 登壇〕

5番（佐藤正司君） 5番、佐藤正司でございます。本日の最終質問者ということになりました。

私は一般質問通告のとおり、2問につきまして町長の見解をお伺いをいたします。

まず第1問、子ども・子育て支援制度の政策推進でございますが、全ての家庭が安心して子育てでき、育てる喜びを感じるために、子ども・子育て支援制度が27年4月からスタートをいたします。本町においても円滑かつ速やかに新制度を導入できるよう、万全の準備をしておくべきと思います。そこで、以下の点についてお伺いをいたします。

まず第1点目、子ども・子育て支援の課題は何かについてお伺いをいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 佐藤議員にお答えいたします。

平成27年4月にスタートする子ども・子育て支援新制度は、質の高い教育、保育及び地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠、出産から育児まで切れ目のない支援を行うことを通じまして、全ての子供が健やかに成長するよう、これまでの制度を一本化して支援するものでございます。

本町では、新制度へ円滑に移行できるよう、現在、関係条例及び規則の制定、民間の幼稚園、保育事業者と調整等を行っているほか、子ども・子育て支援審議会において、子ども・子育て支援事業計画案の審議を行っておるところでございます。

そうした中で、本町における課題として、急速な少子化が進んでいることや、待機児童の増加、子育ての孤立等が挙げられており、一つ一つの課題を整理しながら、本町における新たな子育て支援の指針となる計画に、その対策を盛り込んでいきたいと考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5 番（佐藤正司君） 少子化、待機児童、さらには子育ての孤立化等々が課題として挙げられるということですが、現在の育児の困難さというんでしょうか。家庭という閉じ込められた中での親だけで子供を育てなければならないというふうな状況、昔とはさま変わりしているところがございます。その辺を今後の子育て支援制度の中に盛り込んでいただければというふうに思うところがございます。

第2点目に入ります。子ども・子育て新システム関連法案がスタートするわけがございますけれども、今後さらに保育のサービスの質的量的拡大が求められてきます。ますます保育士の人材育成と確保が必要となってくるわけがございます。そこで2点目の、非正規の保育士確保強化策は何かについて、お伺いをいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お答えいたします。

公立保育所において、保育士資格を有する非正規職員、いわゆる臨時職員ですが、8月末現在32人となっております。日々子供たちの保育にご尽力いただいているところでございます。保育所は、ご存じのとおり、設備及び運営の基準が定められており、面積要件に加え、保育士1人に対し乳児3人、1・2歳児6人、3歳児20人、4歳以上30人の基準があり、保育士の配置はこれに基づいて、朝7時から夜7時までの12時間、交代で勤務している状況でございます。

保育士につきましては、全国的に不足している現状ではありますが、本町においても例外ではなく、各施設ともに勤務体系を工夫しながら基準を下回らないよう努力しているところであります。

保育士不足の要因といたしましては、働き方の多様化による特別延長保育を利用する児童が増加し、朝夕に配置すべき保育士がふえていること。2点目として、障害児や特別な処遇が必要な児童が増加傾向にあり、これらの児童に対する加配保育士をふやさなければならない状況になっていること。そしてさらには、配偶者の扶養の範囲内での短時間勤務を希望する臨時保育士がふえていることなどが挙げられます。

本町では、広報誌やホームページ等で随時保育士の募集を行っているほか、県の保育士人材バンクにも求人登録をして、人材の確保に努めているところです。また、保育の質を下げることなく、さらに効率のよい保育を実現するために、児童福祉施

設の施設長及び主任保育士で、施設運営等について検討しており、将来にわたり適正な保育所運営が行われるよう、保育士の確保等に取り組んでまいります。

なお、臨時職員は、地方公務員法により継続雇用期間が限られていることから、質の高い安定的な保育所運営を持続させ、さらには今後の少子化に対応するため、将来的な構想として公立保育所の一部民間委託についても検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5 番（佐藤正司君） 保育士の人材確保ということになるかと思えますけれども、非正規雇用、公立の場合は1年以上ができないという決まりがありまして、そういうことから私立のほうはその形態が縛りが無いわけでございます。そういうことでの私立に人材が流れる傾向があるのが現状であります。また、新任者正職員採用しても一人前まで育つのに3年ぐらいかかるというふうに聞いております。その間保育力のある方、経験のある非正規職員の職務内容と責任に応じた賃金体制の引き上げ等が考えられるわけでございますが、その対策として、近隣市町村を見ますと、角田市においては非正規職員の給料月給制採用をしております。そしてまた非正規職員の交通費を支給している市町村もございます。これは仙台市初め、仙台近郊近隣市町村が取り入れておられます。さらに、宮城県における構造改革特別区域計画、これで柴田町は、少子化対策臨時保育士及び保健師職員の任用期間の延長特区を申請しております。3年を超えない範囲内で更新することができるということでございます。さらに富谷町でもこの特区を活用いたしまして、待機児童対策臨時的任用職員の任用期間の延長特区、これも3年以内ということで、こういう特区を活用しながら人材確保に努めているわけでございますが、この辺を参考にしながら保育士の確保を図っていくべきというふうに考えるわけですが、その辺の見解について伺いをいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 今議員さんから指摘されましたことにつきましては、福祉課のほうでは十分に把握していると思えますが、その辺の分析、今後の検討につきまして、福祉課長のほうから答弁させます。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） まず1点目の交通費の支給の関係等ですけれども、こちらについ

ては山元町のほうともいろいろと協議をさせていただいたわけなんです、山元町のほうはことしから、4月から実施しています。うちのほうでも協議段階なんです、この交通費、実質的には臨時職員に手当の支給は行えないということで、賃金の中での含まれた交通費相当額ということで支給になっているかと思います。そうした場合に、先ほどの町長の答弁の中にもありましたように、扶養の範囲の中で勤務する臨時職員という数もふえてきているということで、逆にその賃金のアップになってくるとまた時間的な縛りも出るのかなという問題も生じるのかなというふうに思っておりますが、ちょっとこれは検討させていただきたいと思います。

それから、柴田町の特區につきましては、情報的にはつかんでおるんですが、ちょっと検討したい内容かとは思っております。ただ、この特區期間が終わった後には再びの雇用はできないと、期間をある程度おいて、それからの再雇用になるということでございますので、その辺の状況も柴田町さんのほうに確認しながら検討させていただきたいと思います。

そして、先ほどの答弁の中で、人材バンクのほう県のほうにも登録しているんですが、なかなか受けてくれる方がいらっしやらないということで、その内容的には保育士の職場環境といいますか職務の負荷がやはりいろいろな面で、命あるお子さんをお預かりし、あと保護者との関係、そして保育の充実といったことで、なかなか勤務の負担が大きいというのもあるのかなと思っておりますので、その辺も含めて施設長等とも含めながら検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5 番（佐藤正司君） 柴田町、検討したいということでございます。柴田町の特區の目的の中に、先ほど町長からの公立保育所の一部民間委託というふうな答弁がございました。この柴田町の特區の中には、指定管理者への移行が喫緊の課題であると、そのまま移行期間中におけるみたいな感じでの特區申請をしているような状況がございます。この辺もうまく活用されて、一部民間委託をするのであればそういうのも活用しながら保育士の確保に努めていただければというふうに思うところでございます。

続きまして、3点目に入りたいと思います。子ども・子育て支援関連3法の趣旨でございますけれども、幼児期の学校教育、保育、地域の子育て支援を総合的に推

進するという事にあります。これの事業計画策定の取り組みについて、お伺いをいたします。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） お答えいたします。

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法において、市町村にその策定が義務づけられているものでございます。

本町では、計画の基礎資料となる「子ども・子育て支援事業計画策定のためのニーズ調査」を昨年11月、町内全ての未就学児と小学1年生から3年生、5年生の各保護者を対象に実施し、子育て世帯の就労状況や各種保育サービスの利用意向等をお聞きいたしました。調査結果の概要は、広報わたり8月号及び町ホームページでお知らせしているところですが、この結果を踏まえ、地域の実情を反映した平成27年度から平成31年度までの5年間の期間とする計画を来年3月までに策定することとしております。

計画には、今後必要な保育施設やサービスの利用見込みに応じた整備目標を盛り込むほか、現行の亘理町次世代育成支援行動計画を継承する形で、子育てに関係する全庁的な事務事業もあわせて盛り込むこととしており、子ども・子育て支援審議会において計画案がまとまり次第パブリックコメントを実施し、議会を初め町民の皆様及び各種団体のご意見をお伺いした上で、本町にふさわしい計画を作成したいと考えております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

- 5 番（佐藤正司君） この新システムの主な内容を見ますと、質の高い乳幼児期の学校教育・保育の提供、いわゆる幼保の一元化、さらには保育所と幼稚園のよさをあわせ持つ総合こども園の創設、移行の促進などがございます。この辺について亘理町はどう考えていくのか、また待機児童対策を強化に推進をするというふうなシステムの内容でございます。こども園を中心に、小規模保育、保育ママ、多様な保育の充実に質を保ちながら保育を拡大していくということでございますが、亘理町では、待機児童解消されますかということでございます。さらに、家庭、地域の子育て支援の充実ということで、地域の声を聞きながら子育て相談や子育てが交流する場、一時的に預かってもらえる場をふやすなど、子育て支援を充実、いわゆるファミリーサポートの位置づけが大変重要になってくるのかなというふうに思うところでござ

ざいます。

この3つの考え方について、再度お伺いをいたします。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） まずは幼保一元化、それから総合こども園の関係でございますが、こちらについては幼稚園等の意向関係、お伺いしている状況でございます。今のところ亘理町内の幼稚園については、27年度以降については今のところ考えていないという状況でございます。

それから待機児童の解消につきまして、地域型の保育事業ということで、小規模保育事業、それから家庭的保育事業、あとは1対1の家庭訪問型の事業、そしてあと事業所内保育の事業ということで、4つほど新たに盛り込ませていただくわけなんです。こちらにつきましても基準を定めてからということになるんですが、今のところ認可外保育所から移行するような話は聞いてございません。小規模保育事業所ですね、そちらに移行するような考えは今のところ聞いていない状況でございます。ただ、家庭的保育事業では、現在もやっているところ1カ所ございます。そちらについては継続してやっていただけるということで、今のところ話を伺っていると。こういうふうな内容を周知しながら、今後待機児童の解消を進めてまいりたいというふうに思っています。先ほど申し上げました小規模、今のところはないと申し上げたんですが、1認可外については今後検討したいというようなお言葉も聞いておりますので、その辺も含めながら基準、それから運営、要するにあと公定価格ということで金銭的な援助の面を示しながら、検討していただくようお願いしていきたいと思っております。

それから、一時預かり、ファミリーサポート事業につきましては、ご存じのように10月の下旬から開始をしたいということで、9月1日から協力会員になっていただける方々を対象とした講習会を開催してございます。18名ほど申し出がありましたので、できるだけ多くの方が協力会員になっていただくと利用というか依頼する会員の子育てに支援が図れるものと思っておりますので、今後事業の内容等も広く周知しながら、会員の登録等についてお願いしてまいりたいと思っております。それとあと子育ての相談事業、それから一時預かりについても、今後その支援審議会の中でいろいろ協議をさせていただき、充実した保育体制がとれるように考えてまいりたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5 番（佐藤正司君） 今回の対策それぞれ考えておられるということでございます。これから人口減少、少子化傾向にあります。午前中にも同僚議員の一般質問がございました。人口定住化対策、人口推計の話がありましたが、今後子育て支援事業計画を策定をいたしますので、この際子供たちを町の宝というふうな考え方を持って、子供を安心して産み育てる環境を整える第一歩といたしまして、子供に優しいまちづくりを進めていってはどうかというふうに思っているところでございます。インターネットなんかを見ますと、いろいろなところで子供に優しいまちづくりを掲げているところもございます。亘理町も子供に優しいまちづくりを掲げた場合に、若い人たちの転入につながるというふうに考えていますが、これについてはいかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 福祉課長。

福祉課長（阿部清茂君） 議員さんの申されるとおり、子供は町の宝という考えは、執行部の考えでございます。その考えに基づきまして、今後とも子供に優しいまちづくりを進めていくため、各種事業の展開をしていきたいと思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5 番（佐藤正司君） それでは、第2問目に移ります。

児童生徒の体力・運動能力向上の対策についてでございます。

体力は人間の活動の源であり、健康維持のほか意欲や気力といった精神面の充実に大きくかかわっており、生きる力の重要な要素であります。被災しました長瀬小学校、荒浜中学校の新校舎落成式が8月18日に行われ、新たな気持ちでの2学期がスタートいたしました。子供の体力、運動能力の向上対策について伺います。

第1点、新体力テストの結果はどのような状況だったのか、伺います。

議長（安細隆之君） 町長。

町長（齋藤 貞君） 教育部門でございますので、教育長のほうからお答えさせていただきます。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは佐藤議員にお答え申し上げます。

今長瀬小学校、荒浜中学校、再校したということ、お話しいただきましたけれど

も、全く教育委員会といたしましても大変うれしい限りでございます。おかげさまで、長瀬小学校の子供たちも、荒浜中学校の生徒たちも、非常に喜んで登校しているという状況でございます。これによりまして、震災前の10校が現地で教育活動が展開できたということになります。これまで議員の方々に厚く御礼を申し上げたいというふうに思います。

それでは、体力のことでございますので、これについてお答えいたします。

全国体力・運動能力・運動習慣等調査は、小中学生の体力等の状況を把握、分析するため、文部科学省が実施する調査でございます。全国の小学5年生と中学2年生が対象となります。握力とか、あるいは上体起こしなど小学生は8種目、中学生9種目の実技調査、そして運動習慣、生活習慣、食習慣などに関する質問調査が行われるものでございます。

それで本町の昨年度、平成25年度の体力テストの結果でございますけれども、小学校5年生の結果は、調査項目8種目、握力、上体起こし、長座体前屈、反復横跳び、シャトルラン、50メートル走、立ち幅跳び、ソフトボール投げ、これが小学生8種目でございますが、このうち男子では、長座体前屈、いわゆるおしりをつけて前にかがみ込むやつでございます。それからシャトルラン、行ったり来たり走らせる。50メートル走、立ち幅跳びで全国平均から見ると、男子は若干劣っている数値になっております。女子に関しては、握力は全国平均より上回っております。女の子は握る力が上回っていると。しかし、他の7つの項目ですけれども、若干全国平均を下回っている状況でございます。

中学生でございますが、中学2年生の調査は小学校の項目に持久走が加わります。そして、小学生のソフトボール投げのかわりにハンドボール投げとなって9種目になります。そのデータを見ますと、男子の場合、握力は全国平均よりも大きく上回っております。やっぱり握る力が一番強いと。しかし、上体起こし、つまりやわらかさなんです。持久走、シャトルラン、50メートル走、立ち幅跳びで全国平均を下回っている状況でございます。中学2年生の女子に関しましては、握力、持久走が全国平均を上回っておりますけれども、ほかの項目については全国を下回っている結果と、昨年度の結果はそういうふうな状況になっております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5番（佐藤正司君） それぞれ小学校男女、中学校男女、全国平均を上回っている種目

もあれば、下回っている種目もあると。全体を見ますと、全国よりも下回っているような状況かなというふうに思うところでございます。

そういう状況から、第2点目の震災前との比較から見えてきた課題、その辺についてお伺いをいたしたいと思います。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それではお答え申し上げます。

文科省が行っております体力・運動能力調査によりますと、子供の体力・運動能力は、昭和60年ごろから現在まで全国的に見ても低下しております。それから宮城県も同じ傾向が見られるというふうな状況で、やはり国、県、町も含めますけれども、体力・運動能力不足というか、これが危惧されている状況にございます。

そういう状況の中で震災前のデータと比較してみますと、小学校5年生の男子には大きな変化は見られませんが、立ち幅跳びが若干低下が見られると。女子に関しては、反復横跳び、シャトルランで若干低下しているという傾向が見られます。

中学2年生の男子については、持久走、シャトルラン、50メートル走が低下している状況にございます。それと同時に女子は、シャトルランと50メートル走に低下傾向が見られると。

そこで考えられる課題としましては、運動、スポーツをする環境とかあるいは食生活の問題などが考えられます。環境については、校庭とかあるいはグラウンド、遊具等のハード面の整備、また的確な指導ができる先生方の指導力アップ、いわゆるソフト面の充実が求められるのではないかなというふうに思っております。児童におきましては、遊び時間の確保を考慮する、遊び時間の確保を保障してやる。それと同時に、運動する習慣化、ゲーム機に熱中しないで外で遊ぶというか、そういう運動する習慣化、あるいは生活化、運動が子供の生活の一部になっているという生活化を図ることが重要ではないかなというふうに考えているところでございます。また、6月の定例議会一般質問において回答しましたが、児童・生徒の肥満傾向が本町でも見られますので、食生活においても改善されなければいけないものというふうに考えているところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5 番（佐藤正司君） スポーツの環境、食生活、それらと指導力アップというのが、今

後充実を図っていくというお話でございます。ぜひとも全校10校が新しく再校したわけでございますので、その辺の取り組みをしっかりとやっていただいて、体力並びに学力アップにつなげていただければというふうに思うところでございます。

それでは（3）の各学校での取り組みについてお伺いをいたします。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それでは、体力向上についての取り組みの状況でございますが、お答えいたします。

この体力・運動能力調査は、毎年行われておりますので、当然数値的なものについてはどの学校も把握しております。その数値が、全国や県平均と比較して自分の学校の子供たちの体力・運動能力はどういう状況にあるかというのは、皆把握しておりますので、その解決を図るべく対策を講じているというのが現状の姿であると私は捉えております。

一例としまして、体力・運動能力向上の取り組みを若干紹介させていただきますけれども、「東京まで走ろう」といういわゆる持久走ですね、こういう目標を立てて毎朝走っている学校が町内にはございます。あるいは校内マラソン大会というものを開催し、そのマラソン大会では前年度よりもタイムを縮めるというふうな目標を持たせながら練習に取り組ませているという学校がほとんどでございます。また、遊ばせながら体力向上を目指すために遊具を積極的に使うこと、小学校にあります各種遊具を積極的に休み時間や放課後ですね。それから県の教育委員会で、危機感があるものですから県全体としても、長縄跳びを推奨しております、県教育委員会では。したがって、各学校での長縄はもちろんですけれども、短縄跳びに挑戦させていろいろな跳び方に、能力に応じあるいは発達段階に応じていろいろな跳び方、技に挑戦させている学校、これは町内6校全てやっております。

亘理小学校は750人ほどいますけれども、校庭が狭いというふうなこともございますので、西側にあります亘理運動場を特別に開放して、昼休み等に子供たちが十分遊べる、体を動かす環境を提供しているということをやっております。

どの小学校にも言えることでございますけれども、先生方は、基本となるのは教科体育なんだと。教科体育の指導法、いわゆる体育の授業ですね。体育の授業を工夫したり、遊び時間の確保を考慮したりして、外遊びが十分行えるよう対策を講じているところでございます。それと同時に、特に小学生は学校まで歩くこと、これ

が何よりも大切じゃないかなと思っております。ややもすると送迎に自家用車を使用している親御さんが結構多いんです。やはりこの辺をしっかりと啓発を図っていききたいというふうに思っているところでもあります。やはり歩くことの重要性を、親御さんに再認識していただきたいというふうに私は考えております。

中学校では、主に保健体育の授業と部活動を軸に、運動に対する意欲の喚起と運動能力の向上に努めております。特に体育の授業におきましては、中学校の段階では、基礎体力トレーニングメニューというものを取り入れている学校がほとんどでございます。それと同時に駅伝が8月末にありますので、もう既に先々週終わりましたけれども、部活の単位で駅伝に参加させる、練習に参加させるということを行っている学校がございます。野球部の子供、バレー部の子供、駅伝の選手以外にそういう部単位で練習に参加させている、そういうふうな学校もございます。

小中学校の先生からは、指導の充実を図っていかなければならないというふうな思いを強く感じておりますので、さまざまな機会を捉えて先生方の研修の機会を保障してやりたいというふうに考えているところでございます。以上です。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5 番（佐藤正司君） 昨年の7月ですか、教育福祉常任委員会において、各学校、その体力向上の取り組みについて調査をいたしました。全校ではなかったわけでございますけれども、被災した荒浜小学校につきましては、25年の4月から学校修復をし再校をしていたということで、元気いっぱいキックベースボール、それを中心に楽しんでいたということと、ランニングカードなんかをつくって取り入れていたということもございます。亘理小学校につきましては、体育の授業の前に縄跳びなんかを行って取り入れていると。吉田中学校については、部活マラソン等々、それぞれの学校で基礎体力の定着、精神力の向上に努めていた状況でございます。

その中で、別になりますけれども、県のほうでみやぎ「夢・復興」ジュニアスポーツパワーアップ事業で「長なわ八の字跳び大会」、これを開催しているわけでございます。1位は米川小学校6年生、登米市ですか、332回。2位が自由の翼ということで村田町の村田小学校、318回。そういうことで受賞をされております。この「長なわ八の字跳び大会」という自体は、仲間とかかわり合いながら競い合うということが1点ございます。そして、運動意欲の向上、運動習慣の確立に役立つということで、震災復興を担っていく子供たちに元気と活力を与えるということで、

宮城県の復興を進める一助ということで、県のほうで取り入れているわけですが、この辺は亘理町内小中学校、先ほども縄跳び大会を各学校で取り入れることもございますが、ある程度仲間とかかわり合い競い合うというふうな意味からも、亘理町内小中学校でのチャレンジもしてもいいのかなというふうに考えるところでございますが、いかがでしょうか。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） この長縄八の字跳びですけれども、子供たち非常に喜んで取り組むわけでございます。中学校では恐らくやらないと思うんですけれども、小学校は本当に縄跳びが大好きです、子供たち。短縄はもちろんなんですけれども、長縄を使ってクラス対抗でやる場合もあるし、あるいは男女別に分かれてやるということもあるし、いろいろな多様なやり方で子供たちが取り組んでいる、あるいは取り組ませている学校がほとんどというふうに、私も現場にいたころ、随分これをやらせました。体育館だけではなくて校庭でもできますので、非常に運動能力あるいは体力アップには非常にいい運動かなと思っておりますので、各学校でも取り組んでおりますので、さらにその精度を上げていくような話をしていきたいなというふうに思っております。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5 番（佐藤正司君） 最後の4点目に入ります。課題解決に向けた教育委員会の取り組みについてお伺いをします。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） それではお答えいたします。

教育委員会の取り組みにつきましては、まずハード面における対策といたしまして、津波によって塩害に侵されまして水はけが悪くなった校庭やグラウンドを整備する必要がありましたので、高屋小学校、吉田中学校におきましては簡易暗渠排水を施した工事がもう既に完了しております。荒浜小学校にも校庭の改修工事が必要と思っておりますので、今工事に着手しているところでございます。また、荒浜中学校におきましては、校舎建設とあわせて暗渠排水を施したグラウンドとして整備したところでございます。

小学生にとって運動や遊びに必要な不可欠な遊具におきましても、さまざまな全国からの支援をいただいております。その中から活用して、長瀬小学校も約500万円

ほどをかけて、ご支援いただいたものを活用して遊具ができております。喜んで使っている状況であります。

ソフト面におきましては、やはり先生方に研修を積んでいただくと。指導面の充実を図ることが一番かなというふうに思っております。それと同時に、肥満傾向にある児童・生徒の食生活ですね、これも運動能力・体力に非常に大きな影響を与えます。やはり太っていればなかなか動きづらくなるわけでございます。そういう状況も踏まえて、今後関係機関と連携し、運動・体力向上につなげていきたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5 番（佐藤正司君） それぞれ学校、校庭の改修とか、遊具の整備、さらにはソフト面では先生の研修、肥満の食生活指導、それぞれ取り組んでおられるということでございます。その辺を進めていただきまして、体力向上につなげていただきたいというふうに考えます。

この体力低下の背景でございますけれども、2つに分かれてくるかなというふうに思います。運動する子とそうでない子、二極化というふうなことを言われております。先ほど食生活云々というような生活習慣等の変化、そういうことが挙げられております。子供たちにとって、さんまというんでしょうか、時間、空間、仲間、3つの間が3間ということで、減少が大きく影響していることは全国的に言われていることでございます。運動能力ではないんですけれども、学力テストをやったときの児童アンケートの中には、平時に携帯電話・スマートフォンで1時間以上通話、メール、インターネットをする、小学校では15.1%、中学校では47.6%に上がることがわかったというふうなことを文科省が公表しております。その辺がテスト結果と比例してきているような状況だというふうなことが公表されています。このように通話、メール、インターネット、テレビゲーム、遊び時間の短い、長い子供たち、外で遊ぶ子供、例えば子供たちの生活実態、この辺あたりどう見ておられるのかお伺いをいたします。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） 子供たちの生活の実態等については、いじめ等の調査も含めて毎月やっているわけでございまして、もちろんこの携帯電話・スマートフォンの使用時間のことなんかも各学校でいろいろ調査、アンケートをとっているということでご

ざいます。亙理小学校では、夏休みに入る前に学校長とPTA会長の連名で、スマホの使い方の時間を約束しましょうというふうに全校の世帯、保護者に渡しております。例えば、五、六年生は9時になったら使わないと、4年生までは8時以降は使わない、そういうふうな取り組みをしましょうというふうなチラシを渡しております。その結果、そのうちアンケートでもって子供たちはどのようにやっているかというのが報告があると思いますけれども、そういうふうに各学校においては子供たちの学校生活はもちろんですが、家庭生活あるいは土日、そういうふうな状況を生活アンケート調査みたいな形で、いじめ防止が一番多いんですけども、これは月1回やっていますので、生活の様子については把握しているという状況だと思います。ただ、スマートフォンのラインの、これについては学校ではなかなか把握し切れません。子供同士でライン同士だとそれを学校でチェックするのは至難のわざでございますので、その辺についてはやはり各家庭での責任の名において、子供たちがどういうふうな携帯やスマートフォンを使用しているのか、その辺特に中学生だと思いますけれども、これを各学校から保護者に対して協力依頼をしていただいているという状況でございます。それと同時に、PTAの連合会がでございますので、PTAの幹部の方々に私からも、PTA活動として、子供たちの生活の様子をしっかり見ていただきたいというふうな活動をPTA活動の1つとしてやっていただけませんかと言及しております。そういう状況で、子供たちの生活の状況を把握しているという状況でございます。以上でございます。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5 番（佐藤正司君） ほかの学校では、学校支援事業の中で体力向上指導員を配置している市町村もございます。そういうお考えについてお尋ねをいたしたいと思います。

議長（安細隆之君） 教育長。

教育長（岩城敏夫君） これは本町としては今のところ考えてはいないんですが、とにかく体力よりも今のところ学力向上ということで、先ほども言いましたように、前の質問でもお話ししましたように学習支援ということで、大学生あるいは相談員等についてご協力いただいておりますので、そちらをまずやって、うまくいった段階で、体力が今年度どういうふうになっているか、その実態を踏まえて、今後そういう面で検討してまいりたいというふうに思っております。以上です。

議長（安細隆之君） 佐藤正司議員。

5 番（佐藤正司君） 終わりということになります。知育・徳育・体育という言葉をよく耳にいたします。私は学力を伸ばしていくためには、まず子供の体力を向上させる必要があるのではないかというふうに考えております。基本的な体力があつてこそ、学力がそれについてくるのだというふうな思いでございます。そういう意味からも、子供の健康増進、体力向上を図ることが教育の中で最も重要なウエートを占めていると考えます。今後、教育委員会の積極的な取り組みを期待いたしまして、私の一般質問を終了いたします。

議長（安細隆之君） これをもって佐藤正司議員の質問を終結いたします。

お諮りいたします。

本日の一般質問は通告7番までとし、通告8番からの一般質問はあす行うこととし、本日の会議はこれで延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（安細隆之君） 異議なしと認めます。

よって、残りの一般質問は、あす午前10時から継続することにいたしました。

本日はこれで延会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 4時08分 延会

上記会議の経過は、事務局長 丸 子 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘 理 町 議 会 議 長 安 細 隆 之

署 名 議 員 渡 邊 健 一

署 名 議 員 四 宮 規 彦